

令和5年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年12月6日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		議案の訂正の件
第3	議案 第91号	飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第92号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案 第93号	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第94号	飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第95号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第96号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
第9	議案 第97号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
第10	議案 第98号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第11	議案 第99号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
第12	議案 第100号	飛騨市健康増進施設条例の一部を改正する条例について
第13	議案 第101号	飛騨市長期継続契約とすることができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
第14	議案 第102号	指定管理者の指定について(山之村キャンプ場)
第15	議案 第103号	指定管理者の指定について(ひだ流葉スキー場、飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ)

令和5年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年12月6日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事	件	名
第16	議案 第104号	指定管理者の指定について	(飛騨市古川味処施設)	
第17	議案 第105号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について		
第18	議案 第106号	損害賠償の額の決定について		
第19	議案 第107号	飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について		
第20	議案 第108号	飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について		
第21	議案 第109号	指定管理者の指定について	(飛騨市多機能型障がい者支援センター)	
第22	議案 第110号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について		
第23	議案 第111号	指定管理者の指定について	(飛騨市黒内屋内運動場)	
第24	議案 第112号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について		
第25	議案 第113号	飛騨市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について		
第26	議案 第114号	飛騨市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例について		
第27	議案 第115号	指定管理者の指定について	(飛騨市火葬場)	
第28	議案 第116号	指定管理者の指定について	(古川町農産物直売施設)	
第29	議案 第117号	指定管理者の指定について	(神岡町農産物直売施設)	
第30	議案 第118号	指定管理者の指定について	(飛騨市肉用牛繁殖センター、万波牧場)	
第31	議案 第119号	指定管理者の指定について	(森茂牧場)	

令和5年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年12月6日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事	件	名
第32	議案 第120号	指定管理者の指定について	(地域交流センター船津座)	
第33	議案 第121号	指定管理者の指定について	(飛騨市星の駅宙ドーム・神岡)	
第34	議案 第122号	令和5年度飛騨市一般会計補正予算	(補正第3号)	
第35	議案 第123号	令和5年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算	(補正第2号)	
第36	議案 第124号	令和5年度飛騨市介護保険特別会計補正予算	(補正第2号)	
第37	議案 第125号	令和5年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算	(補正第2号)	
第38	議案 第126号	令和5年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算	(補正第1号)	
第39	議案 第127号	令和5年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算	(補正第1号)	
第40	議案 第128号	令和5年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算	(補正第1号)	
第41	議案 第129号	令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算	(補正第2号)	
第42		一般質問		

○出席議員（12名）

1番	小水	笠	原上	美雅	保	子
2番	上	ケ	吹端	雅		廣
4番	井			豊		孝
5番	澤			浩		二
6番	住		田	史		朗
7番	徳		島	清		美
8番	前		川	純		次
9番	野		村	文		博
10番	籠		山	勝		憲
11番	高		原	恵	美	子
12番	葛		谷	邦		子
13番				寛		徳

○欠席議員（1名）

3番	谷		口	敬		信
----	---	--	---	---	--	---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都		竹	淳		也
副市長	湯	之	下	明		宏
教育長	沖		畑	康		子
総務部長	谷		尻	孝		之
企画部長	森		田	雄	一	郎
市民福祉部長	藤		井	弘		史
商工観光部長	畑		上	あ	づ	さ
農林部長	野		村	久		徳
基盤整備部長	森			英		樹
環境水道部長	横		山	裕		和
病院事務局長	佐		藤	直		樹
教育委員会事務局長	野		村	賢		一
会計管理者	渡		邊	康		智
消防長	堀		田	丈	二	郎
財政課長	上		畑	浩		司

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡		田	浩		和
書記	嶋		中	み	な	み

目次

◆開会	6
◎議長（住田清美）	6
◆日程第1 会議録署名議員の指名	6
◎議長（住田清美）	6
◆日程第2 議案の訂正の件について	6
◎議長（住田清美）	6
◎議長（住田清美）	6
□総務部長（谷尻孝之）	6
◎議長（住田清美）	6
○12番（高原邦子）	6
□総務部長（谷尻孝之）	7
◎議長（住田清美）	7
◎議長（住田清美）	7
◎議長（住田清美）	7
◆日程第3 議案第91号 飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例の一部を改正する条例について	
から	
日程第41 議案第129号 令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第2号）	
日程第42 一般質問	7
◎議長（住田清美）	7
【澤史朗 一般質問】	
○6番（澤史朗）	7
◎議長（住田清美）	8
△市長（都竹淳也）	8
○6番（澤史朗）	11
◎議長（住田清美）	13
△市長（都竹淳也）	13
◎議長（住田清美）	13
□教育長（沖畑康子）	13
◎議長（住田清美）	14
□市民福祉部長（藤井弘史）	14
○6番（澤史朗）	15
◎議長（住田清美）	15
△市長（都竹淳也）	15
○6番（澤史朗）	15

△市長（都竹淳也）	15
○6番（澤史朗）	15
□教育長（沖畑康子）	15
△市長（都竹淳也）	15
□教育長（沖畑康子）	16
○6番（澤史朗）	16
◎議長（住田清美）	16
□教育長（沖畑康子）	16
○6番（澤史朗）	17
◎議長（住田清美）	17
□教育長（沖畑康子）	17
○6番（澤史朗）	18
◎議長（住田清美）	18
□教育長（沖畑康子）	18
○6番（澤史朗）	19
◎議長（住田清美）	19
□市民福祉部長（藤井弘史）	19
○6番（澤史朗）	19
◎議長（住田清美）	19
◆休憩	20
◎議長（住田清美）	20
◆再開	20
◎議長（住田清美）	20
【前川文博 一般質問】	
○9番（前川文博）	20
◎議長（住田清美）	21
△市長（都竹淳也）	21
◎議長（住田清美）	22
□市民福祉部長（藤井弘史）	22
○9番（前川文博）	22
◎議長（住田清美）	23
□市民福祉部長（藤井弘史）	23
○9番（前川文博）	23
◎議長（住田清美）	24
□基盤整備部長（森英樹）	24
○9番（前川文博）	25
□基盤整備部長（森英樹）	25
○9番（前川文博）	25

◎議長（住田清美）	25
□基盤整備部長（森英樹）	25
○9番（前川文博）	25
◎議長（住田清美）	27
□企画部長（森田雄一郎）	27
◎議長（住田清美）	29
□基盤整備部長（森英樹）	29
○9番（前川文博）	29
◎議長（住田清美）	30
□企画部長（森田雄一郎）	30
○9番（前川文博）	30
◎議長（住田清美）	31
◆休憩	31
◎議長（住田清美）	31
◆再開	31
◎議長（住田清美）	31
【籠山恵美子 一般質問】	
○11番（籠山恵美子）	31
◎議長（住田清美）	32
△市長（都竹淳也）	32
○11番（籠山恵美子）	34
◎議長（住田清美）	34
△市長（都竹淳也）	34
○11番（籠山恵美子）	35
◎議長（住田清美）	35
△市長（都竹淳也）	35
○11番（籠山恵美子）	35
△市長（都竹淳也）	36
○11番（籠山恵美子）	36
△市長（都竹淳也）	36
○11番（籠山恵美子）	37
△市長（都竹淳也）	37
○11番（籠山恵美子）	37
△市長（都竹淳也）	38
○11番（籠山恵美子）	38
◎議長（住田清美）	38
□市民福祉部長（藤井弘史）	38
○11番（籠山恵美子）	39

◎議長（住田清美）	40
□市民福祉部長（藤井弘史）	40
○11番（籠山恵美子）	40
◎議長（住田清美）	40
□市民福祉部長（藤井弘史）	40
○11番（籠山恵美子）	41
◎議長（住田清美）	42
△市長（都竹淳也）	42
○11番（籠山恵美子）	45
◎議長（住田清美）	46
◆休憩	46
◎議長（住田清美）	46
◆再開	46
◎議長（住田清美）	46
【上ヶ吹豊孝 一般質問】	
○4番（上ヶ吹豊孝）	46
◎議長（住田清美）	47
□基盤整備部長（森英樹）	47
◎議長（住田清美）	48
□市民福祉部長（藤井弘史）	48
○4番（上ヶ吹豊孝）	49
◎議長（住田清美）	50
□市民福祉部長（藤井弘史）	50
○4番（上ヶ吹豊孝）	50
◎議長（住田清美）	51
□企画部長（森田雄一郎）	51
◎議長（住田清美）	52
□総務部長（谷尻孝之）	52
○4番（上ヶ吹豊孝）	52
◎議長（住田清美）	52
□総務部長（谷尻孝之）	52
○4番（上ヶ吹豊孝）	52
◎議長（住田清美）	53
□総務部長（谷尻孝之）	53
○4番（上ヶ吹豊孝）	53
◎議長（住田清美）	54
◆休憩	54
◎議長（住田清美）	54

◆再開	54
◎議長（住田清美）	54
【葛谷寛徳 一般質問】	
○13番（葛谷寛徳）	54
◎議長（住田清美）	56
△市長（都竹淳也）	56
◎議長（住田清美）	58
□企画部長（森田雄一郎）	58
○13番（葛谷寛徳）	59
◎議長（住田清美）	60
◆閉会	60
◎議長（住田清美）	60

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（住田清美）

皆様おはようございます。本日の欠席議員は、3番、谷口議員であります。なお、撮影願が出ておりますので、これを許可いたします。

それではただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（住田清美）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により8番、徳島議員、9番、前川議員を指名いたします。

◆日程第2 議案の訂正の件について

◎議長（住田清美）

日程第2、議案の訂正の件についてを議題といたします。説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（住田清美）

谷尻総務部長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、事件の訂正請求につきましてご説明させていただきます。

件名につきましては、議案第107号、飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

理由でございますが、同条例中、題名に記載誤りがあったものでございます。理由の最下段になりますが、条文の題名につきまして「の一部」という文言が記載漏れしていたものでございます。

訂正の内容でございます。下段になりますが、題名を「飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」に訂正願います。

以上で説明を終わります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○12番（高原邦子）

これは単なるケアレスミスですか。それとも大変な間違いだったんですか。

□総務部長（谷尻孝之）

誠に申し訳ございませんでした。単なるケアレスミスということでございます。

◎議長（住田清美）

ほかにごございませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案の訂正の件について、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案の訂正の件は承認することに決定いたしました。

◆日程第3 議案第91号 飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例の一部を改正する条例について
から

日程第41 議案第129号 令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第2号）

日程第42 一般質問

◎議長（住田清美）

日程第3、議案第91号、飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第41、議案第129号、令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第2号）までの39案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。39案件の質疑と併せて、これより日程第42、一般質問を行います。

それではこれより順次発言を許可いたします。最初に6番、澤議員。

〔6番 澤史朗 登壇〕

○6番（澤史朗）

議長から発言の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。この定例会をもって市長含め我々議員も任期最後の定例会となります。そこで都竹市政2期目の総括と進退についてお伺いいたします。

都竹市政が2期8年間を終えようとしております。特に2期目のこの4年間は新型コロナウイルス感染症に始まり、昨年からは物価高騰と、想定外の外からの要因で終始振り回されてきました。得体の知れないウイルスが世界中で蔓延し、当初は対処方法が分からず感染者が悪のように扱われ、風評被害や事実とは異なるニュースの恐ろしさを身にしみて感じさせられました。市では、政府の決定を待たず、先行して対応策を次々と出し、市民生活の安心・安全を確保していきました。市長の情報収集力と決断力によるところが大きいことを認めなければなりません。議会もこれに呼応し新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を設置し、迅速な対応に努めてまいりました。

近隣の市町村のみならず、全国でもこの対応の速さはピカールで、医療機関や福祉機関はもちろ

ん市民生活を支える経済対策まで、ありとあらゆる手段を取り、この危機を乗り越えてきました。行政と市民が一体となった結果だと言えます。

この間にも、障害者福祉施設や高齢者福祉施設の建設も予定どおり行われ、将来への安心を担保されたものと感じます。また、疲弊した経済活動を回していくためにリフォーム補助金などの新設やポイント還元の飲食キャンペーン。観光面では、将来の観光客誘致のための映画やドラマのロケ誘致。地域資源を生かしての広葉樹のまちづくりの本格化。姉小路氏や江馬氏の山城跡の調査と史跡指定。そして交流人口を増やすための飛騨市ファンクラブやヒダスケ！の充実。数え上げれば切りはありませんが、その時期に対応し、先を見据えての様々な施策は大きな業績を残しました。フットワークの軽さと情報発信のスピード感はまねのできないことです。

しかし、少子高齢化の中、やり残していることがあるのではないのでしょうか。特に公共施設の整理・統廃合です。平成29年に公共施設等総合管理計画が出されていますが、この6年間の間に状況は大きく変わっており、人口減により地域で維持していくことが困難な施設、時代の変化で利用形態を変えざるを得ない施設、施設の統廃合による指定管理者制度の見直しなど、将来に負の財産を残さないためにも今取りかからなければならないことが多いと感じております。少子化による児童生徒の減少には歯止めがかからず、学校の維持体制も考えなければなりません。この件は、次の質問で詳しくお聞きしたいと思います。地元からの意見を集約し、検討していたのでは遅れを取る場合もあり、しっかりとした新たなビジョンを示し、時には英断が迫られることがあるかと思えます。そして市民生活に直結するインフラについても、道路橋梁や環境衛生施設の維持管理、上下水道の老朽化や統合は待ったなしのところもあるかと思えます。

そこで、2期目を終えようとしている都竹市政ですが、これらを踏まえ今期の総括と次期に向けた進退表明をお聞きします。加えて、市長の描く10年後の飛騨市をお示しいただきたいと思えます。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

おはようございます。私の市政の2期目の総括と進退ということでご質問を賜りました。議員各位も同様でありますけども、今任期も残すところ3か月となりまして残り少なくなってきたわけでありますけども、私の2期目、令和2年3月7日から始まったわけですが、コロナ禍とともに始まったという任期でございます。当時、ちょうど全国一斉に学校が臨時休業するという経験したことのない事態の中でこの2期目を迎えたわけであります。以降、今年5月に感染症法の位置づけが5類に引き下げられるまでの3年余、コロナ対策に翻弄されてまいりました。特に緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が続いた令和4年3月までは苦難の連続であったと言っても過言ではございません。

しかし、この間、感染防止対策と社会経済活動の両立を目指しまして、計181回という全国的にも類を見ない回数で対策本部会議を開催し、徹底して市民生活、市内の状況を把握し、週単位で新たな施策を検討するというサイクルを重ねてまいりました。全国に先駆けた市独自の検査体制の整備や電子地域通貨を活用した経済対策、生活資金支援や速やかなワクチン接種体制の整備な

ど、計144本、47億円余の施策を展開してきたわけでございます。反省点も多々ありますけれども、大変多くの方々からご評価の声をいただき、市民の皆様の支援に一定の役割が果たせたのではないかと感じておるところでございます。

並行して、この2期目の総括ということでございますので、私の目指しております元気であんな誇りの持てるふるさと飛騨市づくりに向けた取り組みを振り返ってみたいというふうに思います。

この2期目は全体を総じて申しますと、蒔いてきた種が花開いて形になり、実績が見えるようになってきたという期間ではなかったかというふうに感じております。

まず、元気な飛騨市づくりであります。市内産品のブラッシュアップも進みまし、ネットショップ支援では年商億単位の売り上げを上げる店舗が出るようになりました。ふるさと納税でも大きな販路を獲得する事業者が増えてまいりました。また、高齢で廃業される事業者も多くありましたけれども、飛騨市ビジネスサポートセンターや支援制度を活用されて、この4年間に新たに20社以上が市内で起業されております。また、産業人材確保の件では外国人材の活用に取り組んできたわけですが、現在100名を超える外国人材が市内で就労されるようになりました。また、広葉樹のまちづくりでは、飛騨市広葉樹活用推進コンソーシアムの設立等を通じまして、広葉樹がお金を生み出せるというところまで来たと思っております。また、食のまちづくりでは、鮎や飛騨の米、飛騨牛などの営業活動の結果、首都圏の高級料亭等で取り扱っていただけるようになりました。また、移転新築しました飛騨産直市そやなは、今年も来客数が前年比120%を越すなど好調でございまして、道の駅の集客数も飛躍的に伸びております。観光面では、飛騨古川まつり会館がリニューアルし、レールマウンテンバイクガッタンゴーが年間7万人超という過去最高の利用者数となり、ロケ誘致も身を結びまして市内で撮影された作品も増えております。

続いて、あんな飛騨市づくりでは、専門学校との連携などにより介護現場で働く外国人が10名増えてまいりました。また、新たに社会福祉連携推進法人の設立や在宅医療専門のクリニックの開業も実現し、飛騨市民病院では遠方から就職してくれる方も出てきました。障害者支援は最も力を入れてきた分野でありますけれども、神岡町の旧山田小学校跡と古川町の旧和光園施設の2か所の多機能型障害者支援施設がオープンしましたほか、こどものこころクリニック、作業療法士と連携した保育園から学校までの発達支援は、全国モデルとして国からも高いご評価を受けるまでになっております。高齢者支援におきまして、移動販売や貨客混載による配達、郵便局と連携した買い物弱者支援に加えまして、雪下ろし支援などにも取り組んできたところでございます。また、子育て支援では、助産師会との連携によるママサロンの年間利用者数が1,000人を超えておりまして、今年度始めましたマイ助産師制度の「むすび」も順調にスタートしております。高校生世代の医療費助成やスポーツ活動への助成、杉崎公園の大規模遊具のリニューアルなども子育て世代から高い評価をいただいております。健康づくりでは、減塩の取り組みを進めてきた結果、高血圧の方が減少し始めております。防災対策でも、防災士の養成が延べ180名を超え、避難所開設を連携して実施できるようになりました。空き家対策では行政代執行による空き家除却も実施してきたところでございます。

そして、誇りの持てる飛騨市づくり。ここを見ても申しますと、文化財、歴史面で議員からもお触れいただきましたが山城の国史跡指定が確実になりまして、さらに糸引き工女や止利仏師伝説の

研究も進み、古川祭史の編さんも新たな史料が掘り起こされるなどの成果を上げております。神岡城の展示リニューアルも行いました。関係人口のプロジェクトでは1万2,000人を突破した飛騨市ファンクラブと、そこから発生した関係案内所ヒダスケ！が関係人口事業の全国モデルとなりました。また、薬草のまちづくりは全国に取り組みが知られるようになってきました。これらは移住者の増加にもつながっておりまして、コンスタントに年間100人を超えるようになり、今年度も120人超えとなる見込みでございます。教育面では、飛騨市学園構想を元に取り組んでいる地域学校協働活動が活発となり、子供たちが主体的にまちづくりに関わるようになってきているほか、市独自のICT支援員の配置により学校におけるタブレット活用も飛躍的に進み、エアコンなどの環境整備も特別教室まで拡大するなど着実に進みました。生涯学習でも飛騨市民カレッジを開講し市民の皆様にご覧いただきまして、また、環境分野でもゼロカーボンシティ宣言による脱炭素化の土台づくりや、24時間回収ボックスの設置などを進めてまいりました。また、市の財政面でございますが、市債残高を大きく削減するという取り組みをまいりまして、市長就任時から今年度まで一般会計で100.1億円、特別会計で57.3億円の市債残高を削減いたしております。これにより、地方交付税措置される部分を除いた真水の公債費が平成28年度比で年ベース4億円減少しておりまして、これが高齢化等に伴う自然増経費に対応できる余力につながっております。また、ふるさと納税の確保におきましては、昨年度19億円、今年度も制度改正はありましたものの順調に推移しておりまして、こうして申し上げてきたような前向きな政策の経費をこれによって生み出してきたということでございます。

こうした市政を進めてくることができましたのも、ひとえに議員各位のご理解とご協力のおかげと思っております。心から感謝を申し上げる次第でございます。

また、市民の皆様のお力を借りながら、私なりに全力を尽くしてきたところでありますけれども、残された課題も多々あります。また新たな課題も現れてきております。議員からご指摘いただきましたように、少子化がさらに進む中で、中学校部活動の地域移行をはじめ少人数での学校教育の在り方を検討していく必要があります。また、特に指定管理となっております市有施設を中心に維持修繕の経費が増嵩している上、運営者の確保が困難になりつつありまして、この整理・統廃合は不可避となっております。加えて、飛騨市クリーンセンターの地元協定による稼働可能期間が令和14年度末となっている中で施設整備等の方針を決めなければなりません。また、下水道の統合も課題となっておりますし、みずほクリーンセンターも供用開始から20年を超えておりまして、し尿処理全体の方針も決めていく必要があります。さらに市民病院の建て替えの必要性が出てきておりまして、今後の病院の運営方針を含め、検討を始めなければなりません。また、全国的に人手不足が顕著になる中で、飛騨市においてもあらゆる分野で人手が足らなくなっており、公共交通や医療介護、保育等の公共サービスを担う人材を効率的に活躍していただく仕組みづくりが不可欠となっております。市役所においても、民間との連携の中でサービスを維持していく必要があります。積極的に民間委託を推進するとともに、IT活用をより一層進めなければなりません。財政面においては、先ほど申し上げましたような大型投資が必要な時期が視野に入ってきておりまして、基金の活用を含めた新たな財政運営の方針を定めていく必要もあります。

そして、これらの課題に立ち向かうには、自ら考え、実践、改善できる職員を育成していく必要がありますが、人材の流動性が高まる中で、市役所のみならず市内の公共的な役割を果たす団

体等と一体となった人材確保・育成の仕組みをつくり上げていくことも不可欠でございます。これらはまさしく持続可能な飛騨市を作るための取り組みでございまして、これを軌道に乗せることが目下最大の課題でございます。

そして現在の子供たちが成長した時代にも、市民の皆さんが元気で、あんきに、かつ誇りを持って暮らせる飛騨市であり続けることができるように、確固たる基礎づくりをしていかなければなりません。

そうした中で、特にこの夏以降、様々な場面で多くの市民の皆さんから、これまでの市政のご評価とともに次期市長選挙への出馬を求めるお声を数多くいただき、心動かされてまいりました。私といたしましては、再び市民の皆様のご信任が得られますならば、引き続き飛騨市のために全身全霊をささげてまいりたいと考え、この度、次期市長選挙への出馬を決意したところでございます。

その上で、10年後のビジョンということのお尋ねにつきましてお答えを申し上げたいと思います。

10年後というのは、先ほど申し上げました人口減少に伴う様々な制約がさらに大きくなってまいります。それを受け止めつつも、明るい方向性を見出すことがポイントになると考えております。例えば、大きなお店はなくても、若い人たちがネットを含めて個性ある商品を販売できるような産業づくり、優良な空き家が適切に管理されつつ有効に活用されているような市街地づくり、耕作放棄地が薬草や牧草のために重宝されるような流れの創出、こうしたことが挙げられると思います。また、人口は確実に減っていきますけれども、それに合わせた地域づくりも大きなテーマであります。高齢者でも可能な限り働き続けられるようにするための健康づくりと職場づくり、生後まもなくからでも子育てしながら働けるような保育体制づくり、飛躍的に増加すると見込まれる外国人が温かく迎えられ共生できる地域づくり、少人数の時代でも祭りなどの伝統文化を維持できるコンセンサスづくりも必要でございます。市民生活では、オンラインや共同購入等のサービスを活用し不便を感じない暮らしを目指しつつ、地域のつながりを大事にする町にしていきたいと思っておりますし、ヒダスケ！のように地域を超えた交流ももっと強化していきたいと考えております。また、カーボンゼロを目指した環境負荷の少ないエネルギーの創出や暮らしづくりも重要でございます。また、趣味の多様化が進む中で、子供たちが高齢者などと一緒に多様な活動ができるようにしたいというふうにも考えております。

こうしたビジョンを各分野について描きつつ、大規模・大人数を前提とした地域の仕組みを、少人数・小規模で持続可能な形に転換し、密度の濃い暮らし、心の豊かさを感じられるまちを目指していきたいと考えておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○6番（澤史朗）

次期に向けての出馬表明ということでお聞きしました。今お話を聞いて、たくさんこれからやらなければいけないことというのもあるなというふうにして改めて感じさせられました。我々議員も一緒になって、飛騨市のためにまた進んでまいりたいと思います。

それでは2つ目の質問に移ります。最初の質問でも少子化による学校ということをお話しましたが、それについてお伺いいたします。

少子化に伴う小中学校教育の在り方についてということで、11月24日に厚生労働省が公表した人口動態統計の速報値、外国人を含みますが、2023年1月から9月に生まれた赤ちゃんの数は前年同期比5.0%減の56万9,656人と少子化の進行に歯止めがかかっていない状況で、このままのペースで進めば23年通年の出生数は70万人台半ばとなり、過去最少となる可能性があると報道されました。飛騨市でも同様で10月31日に行われた地域クラブ活動移行の説明会資料によると、中学校の生徒数は令和5年度が528人。しかし、12年後の生徒数は推定で316人となり、200人余りの減少となります。合併当初は1学年で250人以上いたと記憶しております。

この少子化の現実をしっかり受け止め、いかに対処していくのが課題となります。児童生徒数が減れば学級数も減り、それに合わせて教員の数も減ります。教員の働き方改革と言われていますが、県教育委員会や市教育委員会に提出する事務量も併せて減っているのでしょうか。また、学習の質が担保されるのか、集団生活で学ぶことによる切磋琢磨が十分にできるのか、心配すれば切りがありません。しかし、児童生徒数の多いときはそれなりに課題があり、少なくなってきたときにはしっかり対処してきました。そこで、次の3点についてお尋ねします。

まず1つ目、山之村小中学校の存続について。現在、山之村小中学校の児童生徒は15人。今のままでは5年後の令和10年には小学校の児童はゼロとなり、中学生が7人となっております。昨年統合40周年を迎え、その式典には多くの方が参列されておりました。かつては文部科学省指定の僻地教育研究発表も行われるなど、歴史のある地域の核となる大切なコミュニティーの場所だと認識しております。しかし、少子化の波には勝てず児童生徒がいなくなってしまうときが迫ってきてしまいました。市長は以前から、小学校に関しては地元からの要望がない限り統合・廃止は考えていないとおっしゃっておられます。また、配置教員数の関係と、地元、大人だけではなく生徒からの要望等を交えて検討しているとも聞いております。児童生徒数の減少に伴い、学校の機能を停止するにあたっては、廃校、統合、休校の扱いがありますが、どのようにお考えか改めてお聞きします。

2つ目、宮川小学校の保育園併設について。宮川小学校も小規模校として児童数の少ない中、児童と親御さんと教員、そして地域の方々が協力しながら運営されていることに頭の下がる思いです。令和7年には休園していた宮川保育園を小学校の校舎内に移転し、園児と児童が交流できる場もつくられます。今年度は基本設計、来年度は実施設計と改修工事と着々と進められているようですが、小学校は教育委員会、保育園は市民福祉部、学校教員と保育士では職務も違っており、できることとできないことがあり、現場の声を聞いたすり合わせがしっかりとできているのでしょうか。時間帯も違い、放課後児童クラブは河合小学校にあり、親御さんへの負担は増えないのか。来年1年かけて取り組まれると思いますが、その予定をお聞きします。

そして3つ目、特色化ではなく特化した教育環境をつくり出す。市内小・中学校ではそれぞれに特色のある学校教育を掲げ取り組んでおられます。長年に渡って蓄積されたふるさと教育は県表彰を受けるなど、すばらしい実績を残しております。自分の生まれ育った地域を知り、その中でいろいろな方と触れ合い、将来を考える社会性を高めることは大切です。それをさらに高め、これからの時代、特色化ではなく特化した教育を目指しては。昭和40年代、古川小学校では「ふしづくりの教育」を掲げ音楽に特化した教育を目指し、拡大参観日には全国から1,000人以上の先生たちが参観に訪れました。これには反対もあったでしょうが、それぞれの規模に合わせて外国

語での発表の指導、音楽や美術の指導、演技を通しての表現指導などが考えられます。少子化という現実ばかりを考えている今、夢のある未来を考え、特化した教育についてお考えをお聞きしたいと思います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

3点のお尋ねをいただきましたが、私からは山之村小中学校の存続につきましてご答弁申し上げます。

山之村小中学校でございますが、僻地教育の推進校として様々な実践研究を行ってきた歴史ある学校でございます。地域の核となる大切なコミュニティの場であると考えております。

確かに議員がおっしゃられるとおり児童生徒数の減少が進んでおまして、このままの状態を進めば令和10年度には小学校児童数がゼロ人となります。しかし、小学校に関しては以前から申しておりますとおり、地元からの要望がない限り統合や廃校は考えておりませんし、山之村小中学校についても同様でございます。ただし、今後、現実的に児童生徒数が減少する中で、どのような教育、そして学校運営をしていくかについては、地理的な要因による通学距離や通学時間、地域コミュニティ存続の核としての役割を果たしていること等の地域事情も踏まえながら、保護者や地元の皆さん、そして何より児童生徒たちと十分に議論していきたいと考えております。

文部科学省が平成27年1月に策定いたしました「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」というものがございまして、サブタイトルに「少子化に対応した活力」というのがついているわけですが、この中で、統合や廃校、休校等の検討については、児童生徒自身や保護者の声を重視しつつ、地域住民の理解や協力をもとに、地域とともにある学校作りの視点を踏まえた丁寧な議論を行うことの重要性を指摘していることも併せて申し上げておきたいと思っております。

なお、行政報告でもお伝えいたしました。山之村小中学校は9月23日に子供たちの発案・企画・運営で山之村まつりを開催しまして、山之村の魅力やふるさと学習で学んだ成果を発表いたしました。子供たちの「学校をなくしてはいけない」と、「山之村の魅力をたくさんの人たちに知ってほしい」という熱い思いとか、強い願いが込められた本当にすばらしい取り組みでありました。

こうした子供たちの願いをしっかりと受け止めながら、今後も山之村小中学校の規模に応じたメリットを最大化しつつ、特色ある教育活動を推進していくことができるように支援してまいりたいと考えております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

私からは、3点目の特化した教育環境についてお答えいたします。

ふるさと教育へのご理解とご評価、誠にありがとうございます。「ふるさとのよさを知り、ふるさとへの誇りと想いをもって生きる人を育てる」との目的を学校と地域が共有し、学びを提供できる「ヒト・モノ・コト」の環境を生かした教育を進めております。伝統的なものばかりではなく、新しい挑戦も加わり、何を題材とするのかは変化しています。前例踏襲ではなく、地域や児童の実態などそのときの状況に応じてよりよいものに柔軟に対応することが大事であると考えております。

さて、特色化から特化した教育を目指してはとのご提言でございますが、学校一斉に教育内容の何かに特化した教育を進めることは考えておりません。どの教育内容も大切です。そして、特化するの学校の教育内容ではなく、児童生徒一人ひとりだと考えるからです。児童生徒一人ひとりが自分の個性や成長に関心を抱いて自分の目標を設定したり、内容や学び方を自分で選び取ったりする自分の学びをデザインする力を育て、教師の指示がなくても自ら求めて必要な知識や技能を身に付けたり、よりよい考えを求め試行錯誤したり、仲間に尋ねたり議論したりして、最適解やみんなの納得解を見つけ出す自立した学び手を育成したいと考えております。

つまり飛騨市が目指しますのは、児童生徒一人ひとりに安心できる居場所があり、目標をもって取り組みたいことがあり、切磋琢磨したり認め合ったりできる多様な仲間や信頼できる大人がいて、自己肯定感や自己有用感を感じながら生きることができる学校であり、そのことが叶う教育です。飛騨市学園構想は、こうした願いを盛り込んだものでございます。何でどう輝けるようにするのか、学校は一人ひとりに正対し学びの主体者である児童生徒の願いを叶える方法等を日々考えているところでございます。100人いれば100とおりの目標や学びのデザインがあり、100の異なる輝きをつくり出したいと考えております。

もちろん、ICTリテラシーや英語によるコミュニケーションリテラシーは今後の社会を生きる上で重要な力と考えておりますので、ICT支援員やALTを増員し全学校へ派遣したり、小学校へ県費の英語専科教員を配置できたりすることで専門性の高い英語教育を行えるようにしております。全国学力状況調査では、英語力が高い水準にあります。また、授業でのタブレットの活用率も著しく高い結果となっているところでございます。実際に授業を参観する中でも様々な活用が試みられ、児童生徒が巧みに使いこなして、学習効果を上げていることを実感しているところでございます。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

私からは、2点目の宮川小学校の保育園併設についてお答えします。

教育委員会、宮川小学校、子育て応援課においても大枠で小学校、保育園、また、地域を交えてさらなる交流を進めて行くということで方向性は一致しています。

本年度、学校と保育園、また、学校運営協議会も交え3回の協議を行っております。議員ご指摘のとおり学校と保育園とではそれぞれの役割や制約があるなど難しい部分も存在しますが、過去には山之村小中学校において山之村保育園を併設し問題なく運営してきた実績もございます。

その知見を生かしつつ、学校の教職員と保育園の保育士との協議の場を設け現場レベルのすり合わせを行いながら、園児と児童の交流が進む理想の形に近づけてまいりたいと考えています。

また、保護者の負担が増えないのかのお尋ねですが、通園や通学のスクールバス対応や放課後児童クラブについても従前までとほとんど変わらないと考えておりますし、立地条件としても小学校と保育園を併設することで保護者負担はより少なくなると考えております。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○6番（澤史朗）

まず1点目の件ですが、市長にご答弁願った問題ですけれども、実際に5年後には山之村小中学校の小学生はゼロ人になります。今現在では山之村小中学校となっていますけれども、5年後には中学校しかないわけですね。その小学校の部分をどうするのか。それは統合とか廃止ではないにしても、どうするのかという点をお聞きしたいと思います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

学校のこういったときというのは3つ形態があるんですね。休校と統合と廃校とあります。先ほど申し上げましたように統合、廃校というつもりはないということになりますので、残るは休校ということになると思います。したがって、山之村小学校の小学校部分、ここについては休校になるという扱いでございまして、つまりテクニカルなことでいきますと学校設置条例をかまわないということによって自動的に休校になるということになりますので、統合するにしても廃校するにしても学校設置条例の改正案を出さなければいけないので、具体の事務的な話をすれば学校設置条例の改正案を提出するつもりはないということになります。

○6番（澤史朗）

その場合、設置条例を変えなくてもいいということであれば、名前としては山之村小中学校という名前が残るという認識でよろしいのでしょうか。

△市長（都竹淳也）

そういうことになると思います。細かに検討しておるわけではありませんけれども、今のままでいけばそういうことになるだろうというふうに思います。

○6番（澤史朗）

その場合、中学生は5年後には7人と今の現在の資料ではそうなっているのかなと思いますけれども、それでも毎年中学校を卒業していく生徒がおります。現在の状況では山之村での出生というのがないというふうに認識しておりますので、今のままではその3年後には中学校も生徒がいなくなるという状況になります。その3年前になってからでは多分遅いので、今の考え方を市長か教育長にお聞きできればと思いますが。

□教育長（沖畑康子）

中学生がみんないなくなってしまうというときのことでございますね。市長が先ほど申しましたように、しばらく休校ということを考えております。

△市長（都竹淳也）

学校の存続の部分はそのとおりですが、当然今おっしゃったようにそのときの状況、まだ6年、

7年あるのですが、4～5年後の状況で教育内容をどうしていくかということはまたよく話し合っていかなければいけないと思いますけども、私は山之村小中学校を廃校にするというつもりはありませんので、その前提の上で考えていくということになります。

□教育長（沖畑康子）

1つ確認をしておきます。山之村小中学校ではございません。山之村小学校と山之村中学校でございます。それぞれ設置上は別々の学校でございます、併設をしているということでございます。

○6番（澤史朗）

いずれにしても、そうなった場合に残念な話です。しかし実際今の人口減少、特に少子化が激しくなっている現状を見るとそれを止められないとか、ただしそれにしっかりと対応していかなければいけないということがございます。休校になった場合といっても学校の校舎はあるわけです。まだ中学生がしばらくはいるにしても、いずれはがらんとした場所になってしまう。だから休校の校舎の利活用とか、先ほど市長もおっしゃいましたけど平成27年1月に文部科学省から出ています手引きの中にも少し書かれておりますけれども、それをただ建物として置いておくだけではなくて、そこを例えば林間学校だとか合宿だとか、そういった短期の利用でも使えるような方策。これは今後の話になろうかと思っておりますけれども、やはりがらんとした順番に児童生徒が減っていくのを眺めているだけでは。じゃあ外から人を呼んでくるような方策、飛騨市ファンクラブとかいろいろな集いがあります。それは私の知る限りでは大人だけの集まりで、それを家族を含めた集まりであるとか、そういったことで校舎を利用していったり。そして学校というのは地域の核になるコミュニティーの大切な場所ですので、なくしてほしくないんです。だからそれを今後また検討をしていただきたい。

この中にもありますけども、いわゆる行政だけが考えるのではなくて地域住民、そして議会も一緒になってどうしていくべきかということを実際に考えていかなければいけない時期にきているということを認識しておりますので、その点はまたお願いしたいと思っております。

2つ目の教育長の答弁にありました、学校教育が特化したというふうではなくて、学校一斉ではなくて児童生徒一人ひとりが特化する教育を目指してやっているというふうにして言われておりますけれども、学校の規模によって児童生徒数が様々です。その中で、確かに生徒一人ひとり個性を持ってそれぞれに特化していると思います。では、その特化した部分をどう伸ばしていくのか、どうサポートしていくのか、その体制というのは今の教員数だとかカリキュラムの中でしっかりとできているのか。どうでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

一人ひとり徹底的にできているかというのと、まだ十分なところではないところもございます。しかし、今目指しておりますのは、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の両方が合わせ持ったような学校教育でございます。個別最適な学びと申しますのは、先ほど申しましたように一人ひとりが目標や願いを持って自ら学び方を身につけながら進めているところでございます。そうした力を徹底的につけるという方向で今全部の学校が進んでおります。さらに学校というところ

は、家庭学習とどこが違うかといいますと、集団的な学びができるところでございます。ですから、学校ではそうした集団を生かしました協働的な学びをもっともっと進めていきたいと思っております。そうしたことによって、子供たちの力を最大限発揮させていきたいと考えています。

今ネット環境等も整いまして、いろいろな専門的な学びがこの1台のタブレットを通じて得られる状況でございます。そうしたことも生かしながら専門的なものがたくさん提供されておりますので、知識は探してこれるようにすること。そしてここにいない人々ともつながりながら、オンラインを通して学びを深めることも可能であると思っております。さらに地域にはたくさんの優れた力、専門的な力をお持ちの方がいらっしゃいますので、そうした方のお力もお借りしたりしながらもっともっと進めていきたいと考えているところでございます。

○6番（澤史朗）

生徒一人ひとりの個性に特化して、それを自分で見つけて伸ばしていくという、それを指導する教育をしているということと、今のお話の中で学校というのは集団的な学び、ある程度の人数がいてその中で切磋琢磨をしながら社会性を養うというのが学校の間だというふうにして認識しております。これはある意味真逆ですね。一人ひとりの特化というのと、集団的な学びというのは、そこをどう結びつけていくのかというのが多分教員の力だと思うんですけども、そこでネット環境、先ほどの答弁の中でICT支援員の充実ということもありました。確かに今タブレットをそれぞれが持っていて、ネットを開けばいろいろな情報が入ってきます。それをどう処理していくのかというのを支援員の方が先生に教えて、先生が子供たちを教えるんでしょうけれども、そこもやっぱり直接的ではない間接的な部分があったりするのですが、そのところですよ。集団的な学びという、小規模校では集団的な学びというのができてないところもあります。ちょっといまいち分からないのが、個性を伸ばして一人ひとりが特化したようにしていく部分と集団的な学び、その整合性というのはどのように捉えたらいいでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

一人ひとりが学んでいることを自分はこう考えたよ、あなたはどうかという、学んできたことを今度は協議の場に持ってきてもっと高めていくということは集団的な学びとして深まっていくということであると思っております。おっしゃられましたようなごく少人数のところもございますが、今オンラインを使って他校とともに学ぶということも進めているところでございますし、直接他校に赴いて、学級の中に入り込んで一緒になって学ぶ時間も作ったりしております。

ということで、そこで足りないところはいろいろな工夫をしながら、両方の学びができるようにしているところでございます。これまでは先生が教えてくれる、そのことを受け取るという授業がずっと長い間続いてまいりましたね。その一人ひとりが学び取るということについては、今後自分で学び取っていけるようにしたいわけです。そうすると、それができていって、学校でももちろん時間を設けますが、一人ひとりがもっともっとほかの時間のときにも自分で情報を集めたり、分析したり、考えたりしながら作り上げていくなれば、学校は本当に協働的な学びの時間がたくさんで、学校へ来たらみんな議論しながらもっと高めるといような、そんなことが

できていくのではないかというふうに思っているところでございます。

○6番（澤史朗）

最初の答弁の中で学校の役割というか、大事なところですけども、安心できる居場所。その中で仲間と励まし合ったり、そこへ地域の大人の方たちが参加したりというところですけども、実際に数は把握しておりませんが、安心できる居場所だというふうに感じている児童生徒と、そうではない児童生徒、分かりやすく言うと不登校である児童生徒というの、これは数が減るのではなくて、子供の全体数は減っているのにその数は一定である程度いる。いわゆる割合が増えているという感じですね。

その点、たしかに学校へ来てくれれば今言ったような教育というのは伝えられるんだけど、居場所づくりとして市ではグリーンルームですとか、そういったところでやられておりますけれども、今後、もっとその部分というのは大切になってくる。今の現状でいいのか、例えば今は少子化によって各学校に空き教室があります。同じ学校ではなくて、その学校に籍を置いて、ほかの学校にそういう場を設けて一時的に行くようなことというの、集団的学び、いろいろな考えを持つ子供たちがそこへ集まってきて一緒に学ぶということも、この規模の市だからできるのではないかというふうにして考えておりますけれども、そういった居場所づくりという点についてはもう少しお話をいただけるとありがたいです。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

来年度もその点に力を入れていきたいと思っておりますが、まずは学校の中にこれまでも相談室等を作っておりましたけれども、もっと子供たちが多様な学びができるようなスペースを作っていきたいなというふうに思っております。おっしゃられましたように教室もできてきていることでございますので、そうしたところに子供たちが通えるようなことができてきたらいいなというふうに思っております。

中学校では現在既に相談員として、1日ずっと子供たちとともに過ごす職員を市費でつけておりますので、そうした中で子供たちは自分の学びを今日は何をしよう、どうしていこうということを決めながら自分で作っていくようなことができつつあります。古川中学校ではそれを3室作りまして、いろいろな目的を持ってそれぞれの場所を作ったりするようになって、子供たちがとても安定してきているというふうに聞いております。そのようなことが小学校にも広げられていかなのかなということを考えているところでございます。

さらにグリーンルームも利用者が増えてきておまして、通えるようになっていることは本当に嬉しいことですが、ほかにももっと居場所を広げていくことができないかということを考えております。民間の受け入れの体制ができて、飛騨市には「ハルジオン」というところがございますが、そこが文部科学省の家庭教育支援チームの一員として登録をされましたので、そことも連携を始めたところでございます。また、そのほかに市民福祉部のほうとも連携ができないかということで昨日もちょうど話し合ったことがあるんですけど、そんなふういろいろな形の居場所ができるようにして進めていきたいとは考えております。

○6番（澤史朗）

確かに子供たちというのは市の財産でございますので、しっかりと子供たちが安心して通える場所、その中で学びに結びついていくということだと思いますので、その点はすぐにどうのこうのと、それではと変わるわけではないので長い目で見ながら、ただしあまり長い目ではなくてやっぱり目先のこともしっかりと捉えながら一緒に考えていきたいと思っています。

そして3つ目の質問で、宮川小学校の中に保育園を併設するというところで着々と進められておりますけれども、山之村小中学校での実績があるから大丈夫だということがありましたけれども、山之村小中学校の状況と宮川小学校の状況は全く一緒だとは考えておりません。やはりそれぞれに地域性もあるだろうし、そして今、宮川小学校の生徒は河合小学校の放課後児童クラブへ通っております。そうすると保育園の終園時間と放課後児童クラブの終わる時間、帰りは親の送り迎えですよね。そういったことを考えたときに、その点で親の負担はないかというふうにしてお尋ねをしたんですけれども、大丈夫だろう、心配していないよというお話もあったんですけれども、距離感と時間がうまくできればいいけれども、1回戻ってまた児童クラブへ迎えに行かなければいけないとなった場合とか、その間に用事をするとかっていろいろ考えられるんでしょうけれども、もう少し地域性をしっかりと把握して進めていただきたいと思います。

今3回、運営協議会を含めていろいろと検討を重ねているということですのでけれども、今後、その検討会というのはどのぐらいのペースで続けられて協議をしていくという、いわゆる詰めていくところですよ、その予定というのをお聞かせいただければと思います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

学校協議会につきましては教育委員会事務局サイドの話ですからそこまでは把握をしておりますが、できる限りこちらの福祉部門としても出席をさせていただいて、お互いにしっかり情報共有しながら進めてまいりたいと思っておりますし、令和5年度につきましては、先に基本設計とかがあるものですからハード中心ということでございましたが、令和6年度については、今議員がおっしゃられたようなソフトの絡みのことを順番に現場サイドでしっかりと詰めていきたい。当然地域性のことは十分存じておりますので、大枠としての山之村保育園のできていますというお話をしたまでであって、やっぱり詳細はいろいろと違うと思いますので、そこは現場サイドでしっかりと詰めていきたいなと思っております。

○6番（澤史朗）

いろいろと質問をさせていただきましたけれども、これからの少子化の時代に向けて真剣に取り組んでいかなければいけないと思っております。以上で私の一般質問を終わります。

〔6番 澤史朗 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で6番、澤議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（住田清美）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前11時10分といたします。

（ 休憩 午前11時04分 再開 午前11時10分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

9番、前川議員。なお、資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔9番 前川文博 登壇〕

○9番（前川文博）

それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので一般質問を始めさせていただきます。

先ほどの澤議員の答弁の中で、持続可能な飛騨市ということでこの先を市長も申されておりましたが、その中で私は神岡町に住んでおりますので持続可能な神岡町の生活環境についてということで1点目を質問させていただきます。中には2つありまして、Aコープが撤退するということが発表されましたので、その対応策。それと2点目は、先ほど市長もおっしゃっておいりましたが、市民病院の老朽化対策の2点について伺ってまいります。

10月27日、2025年2月末の閉店案内がAコープに張り出されました。白川村の1店舗を除くAコープ関係が全て閉店となるものです。その内容は、飛騨市では神岡町1店舗と宮川町、河合町の移動販売が終了となるものです。以前、神岡町山之村の森茂支店の閉鎖のときも食料品や燃料のことが心配されました。今回の閉店に関してはマスコミでも大きく取り上げられ、3回の連載記事や各地を交えたいろいろな特集も多く見られます。全国的な人口減少と、それに伴う慢性的な人手不足。過疎化が進み高齢化率が高い飛騨市で、さらに中心部から離れた地域の今後の生活環境のことについて、特に神岡町のことを中心に質問させていただきます。

1点目、Aコープの撤退に対する対応策。この先1年2か月程度での閉店となります。高齢化率が高くなるにつれて誤った運転による事故を未然に防ぐために、運転免許証を自主返納するといきいき券が1冊追加でもらえるなどの事業により、自分での移動手段がない高齢者がこの先も多くなると考えられます。神岡町内は生鮮食料品などを扱っている店舗は中央地区の西里に個人商店が1店舗、東町には大型店舗が1店舗、個人商店が1店舗です。殿にはドラッグストアが1店舗ございますが、生鮮食料品が充実しているというわけではないと思います。また、川西地区にはスーパー的な店舗はありません。この先、江馬町、殿本町地区での買い物難民が心配されております。神岡町内では1事業者が2台での移動販売を行っておいりましたが、現在は1台での運行となりAコープの閉店後が心配されています。今現在の対応状況と、今後の対応策などを伺います。

2点目です。市民病院の老朽化対策です。先日の都市計画審議会でも委員から市民病院の老朽化と、駐車場のことについて発言がありました。飛騨市民病院は高原川流域の重要な医療機関であり、救急患者の受け入れができる病院です。病院も建設から30年以上が経過していて、老朽化が

見受けられます。特に待合室付近のトイレは、男性トイレですが和式しかなく、洋式は会計の近くのほうまで行かなくてはなりません。人口減少が進む中ですが、この先も地域医療を守っていく上では施設の更新計画なども必要だと考えます。医師住宅や看護師住宅は27年程度での建て替えを行っております。飛騨市民病院の今後の方向性について伺います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

2点お尋ねをいただきました。私からは市民病院の件についてご答弁申し上げます。

市民病院の主な診療圏は神岡町と高山市上宝町、奥飛騨温泉郷を含めたいわゆる高原郷ということになりますが、この地域は飛騨圏域の中でも突出して高齢化が高い地域の1つでございます。高齢者にとってみますと、高山市あるいは富山市の病院への通院は負担が大変大きいわけでありまして、加えて神岡町内の開業医も今や一軒のみとなっているという状況においては、飛騨市民病院は地域における唯一の病院、そして二次救急に対応し、一般病床から回復期、慢性期までの病床を備えた病院でありますから、その必要性はますます高まっているというふうに認識しております。その期待に応えていくということが当然必要でありまして、将来にわたって地域住民の安心な暮らしを守るために、飛騨市民病院をしっかりと守り、この地域で安定的に医療提供を継続していくことが必要であると強く認識している次第でございます。

市民病院の建物であります。供用開始をしたのが平成2年でありまして、既に33年が経過しています。必要な都度、改修は行っていますが、経年劣化により空調やボイラー、水回りなどに不具合が頻発しているという状況でございます。また、病室の構造や設備も古く、新型コロナウイルス感染症の流行時には改めて感染症対応が困難な構造であるということも認識されました。

こうした現状を踏まえますと、建て替えあるいは大規模改修が必要であると考えておりまして、その検討を始めなければならないと認識しているところでございます。しかし、いずれの場合におきましても、つまり建て替えにしても大規模改修にしても、現時点で概算してみますと25億円から30億円の費用は最低でも必要となると考えておりまして、様々な機器を含めるともったかかることになるだろうと思うわけでありまして。

他方で、この財源をどうするかということになるのですが、一般会計からの繰り出しも現在最大限に行っておりまして、市の財政運営から考えますとこれ以上の増額は難しいというのが現状です。そうしますと、次は有利な起債をとということになるのですが、繰り出しに対する交付税措置がある起債があるのですが、交付税措置率が4分の1でありまして、過疎債やかつての合併特例債の7割と比べると非常に低いわけでありまして、補助金があるかということも補助金もございません。そうした中でどうやって捻出していかをを考えなければならない。そうすると、病院会計の中で黒字を生み出して償還していかなければならないということになりますから、毎年数億円程度の黒字を出せるようにしていくということが必要になってくるわけでありまして。そのためには、今後の病院経営の在り方を改めて検討する必要があるということでございます。人口が減少する中で医療需要と医療職確保の見通しを立てていながら、必要となる病院の規模や機能、事業形態、収支シミュレーションを詳細に検討していくことがまず前提になるということでありまして。

そこで、今年3月に策定いたしました飛騨市民病院経営強化プランを踏まえまして、来年度、医療経営コンサルタントへの委託によりまして、これらについての精緻な検討をしてみたいと考えております。そして病院の在り方、人が少なくなりさらに医療職の確保が難しくなる中で、どういう病院の在り方がいいのかということについてしっかりと検討をしてみたいと考えているところでございます。

なお、議員からご指摘いただきましたトイレの洋式化等、現施設を快適にご利用いただくための改修につきましては、これとは別に可能な限り実施をしてみたいと考えております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

では1点目のAコープの撤退に対する対応策についてお答えします。

Aコープ撤退の方針が飛騨農業協同組合において決定され、市に対しては9月26日及び10月18日に説明がありました。JAからは大手ドラッグストアなどの飛騨地域での事業展開により、JAの生活店舗購買事業全体で、その利益は平成25年時の約4割まで減少しており、採算を度外視しての事業継続は困難というものでした。

現在、JA担当者とAコープたかはら撤退による今後の代替策等について協議を行っており、JAとしては撤退後の店舗・設備を利用した食料品等販売の継承先の模索、そして河合・宮川町エリアまで移動販売を拡充してもらえそうな事業者への打診をされておられます。その結果、移動販売については、神岡町殿地区、宮川町エリアを実施してもらえそうな事業者が見つかり、承諾をいただけたと伺っています。

市といたしましても、AコープやJA移動販売の配達エリアに居住、利用されている高齢者の方を対象に、地域見守り相談員が今後の買い物手段等について聞き取り調査を実施中です。その意見を参考に、更なるJAとの情報共有と協議を重ね、カタログ注文による宅配サービスなど他の民間事業者との連携も模索しながら、買い物手段の確保策について前向きに検討したいと考えております。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○9番（前川文博）

Aコープの件と飛騨市民病院の件の答弁いただきました。Aコープですけれども、農業協同組合がやっている事業ですので市のほうでどうこうということは言えないわけですけども、以前のAコープ森茂の閉店のときのことを思い出しますと、あのときも何とかならなかったのかなというのもあったのですが、現状、燃料とかも無事にいっているということで何とかなっております。ただ、本当に店舗が少なくなってきた、事故があっては危ないのということで車の免許を返していったほうがいいのではないかとということも進んでいくと、自力で商店まで行けない。その地域がだんだん広がってくるとなると、この地域にこの先住んでいけるのかなということにつながっていくのが一番心配される場所なんですね。

今、神岡町殿と宮川町のほうで移動販売をやっていただけという話が出てまいりました。以

前、宮川町のほうで消費生活協同組合に話しをして、振興事務所がどこかで高齢者の憩いの場みたいな感じでやったことがあったと思うのですが、そんなようなことをまた市のほうで企画をしてでも何かできるのか。例えばどこか民間事業者がそこまで今はできないよといったときに、そういうところをちょっと仲介するような感じで何か話を進めていくというようなことは考えられそうですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

議員がおっしゃられるのは地域複合サロンのお話かなと思うのですが、消費生活協同組合も絡んで地域複合サロンを河合町でもやっているのですが、JAのほうでも消費生活協同組合のほうへいろいろと打診をしていらっしゃいます。その中で市も一緒に情報共有をさせていただきながら、支援できることがあれば一緒に取り組んでいきたいなということを思っております。

○9番（前川文博）

分かりました。数日前、このAコープの閉店の連載記事だったと思うのですが、これは上宝町の本郷支店の話だったと思うのですが、できたときには2列のレジがずっと列をなしてお客さんが並んでいたのが、今はちらほらということで、お客さんが減っているというようなことも出て、人口が減っているのでその辺は仕方がないと思うのですが、今後も地元の持続可能、生活していける地域ということではぜひ知恵を出していろいろと協力していただきたいと思いますし、私たちも何かできることがあれば考えていきたいと思えます。久々に前向きに検討するという言葉をいただきましたので、これ以上は再質問をこれにはしないようにしておきます。

それから今度は飛騨市民病院の件ですけれども、やっぱり病院事業会計でやらなければいけない、補助もないということですが、これがまた5年、10年となると築35年、40年という建物になってきます。人口がその頃にどこまで減っているのかということも、市長の中では予測が立っているので人口のということもあると思えますけれども、やはり救急車でぱっと5分、10分で行ける。遠くても30分ぐらいで行ける。そうでなければ高山市でも富山県でも1時間かかると。5分、10分で生きるか死ぬかということが出てくる命ですので、ぜひこの辺の病院については、いい場所ですね、改修なのか、建て替えにしてもぜひ計画をしていただいて、これは結構話が出ているんです。もうあそこに造るのではないか、あそこに造るのが決まったという話まで言われてきます。ですので、あえてここで話をさせていただいたんですけども、来年コンサルで検討して、そこを早めに提示していただいて、上宝町も絡んでおりますので、高原川流域の住民が安心してここにも大丈夫だよというような地域づくりをしていただきたいと思いますので、これはお願いをめぐらしてませんが、しておきます。

それでは2点目に入らせていただきます。船津地区消雪装置の設置についてということでお伺いいたします。

詳細設計の結果どこに決まったのかということと、川西地区の設置工事の予定と概算費用。そして3点目は、中央地区の事業展開についてお伺いいたします。

現在、船津地域では3つの井戸を活用して機械除雪が困難な道路で消雪が行われています。高齢化率が40%を超え、空き家が増えている神岡町の中心部です。これまでは除雪された雪の排雪

処理が何とかできておりましたが、それが側溝に流すことが困難な町内も出てきております。12年前に議会に出させていただくときに「雪に強いまちづくり」ということで消雪装置の増設を訴えて、一般質問も何度となくさせていただきました。10年ほどたった2年ほど前にやっとで井戸の余剰水を活用して整備をしていくという方針が示されて、令和5年は詳細設計が行われております。

各町内を歩いておりますと「この釘は何か。」という話があって、「消雪の設計の釘ではないですか。」という話をするといよいよここに消雪が来るのかと、そのくいを見て喜んでおられます。また、うちの町内が先だよなという話も出て、1日も早く設置をしてほしいという声も出ています。昔から言っております、朝起きて雪の心配のない生活を楽しみに待っておられる現状です。

そこでお伺いいたします。詳細設計の結果、どこの路線を設置することになったのかということです。船津地域の中で川西地区の事業の設計が行われております。余剰水の調査結果で川西のどこの路線に設置することが可能となったのでしょうか。

2点目です。設置工事の予定と概算費用です。以前の一般質問では「予算を確保して令和6年度から工事をスタートしたい。」との答弁がありました。今後の工事予定と概算金額はどのように見積もっておられるのでしょうか。

3点目、船津中央地区の事業展開の計画です。川西地区と中央地区と分けての事業と聞いております。船津中央地区の事業についてはどのような予定で進めていくのかお伺いをいたします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

船津地区消雪装置設置についての1点目のご質問、詳細設計の結果についてお答えします。

これまでに既設井戸による地下水量を調査し、川西地区において揚水可能量は毎分2,657リットルと試算しております。今年度はこの揚水量及び地元で選定いただいた整備路線を基に詳細設計を行い、市道第1旭川線ほか4路線、延長1,294メートルについて消雪設備の整備案を作成しました。整備案については去る11月16日に地元説明会を実施しまして、地元川西区の了承を得たところでございます。

次に、2点目の工事予定と概算費用についてお答えします。

工事につきましては令和6年度より国の補助事業を活用しながら順次進めていきたいと考えており、川西地区の事業期間につきましてはおおむね3年で事業完了できるよう、引き続き予算確保に努めてまいります。概算工事費につきましては、幾つかの整備ルート案を検討した結果、既設送水管を利用することでポンプの負荷を抑えより安価に整備できる案を採用することとしまして、概算工事費は約1億5,000万円と試算しております。

最後に、3点目の中央地区の事業展開についてお答えします。

揚水量調査の結果では中央地区についても余剰水を活用できることから、現在進めている川西地区の整備が完了後、引き続き中央地区への整備を予定しております。ただし、整備後の川西地区の井戸との干渉状況についても確認しながら進める必要があるため、具体的な整備時期や地元

説明会の時期につきましては、こうした状況を見定めながら決めてまいりたいと考えております。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○9番（前川文博）

消雪絡みの答弁をいただきました。1点目は2,657リットルの水が出るという、これは余剰水ではなくトータルでこれだけということですか。

□基盤整備部長（森英樹）

この井戸の量は全体で出る量となっております。適正に出る量ということで、限界で出る量に対してロス分を検討して出した量ということになります。

○9番（前川文博）

分かりました。以前、余剰水の見込みということで川西地区と中央地区で大体2,000メートルぐらいの設置ができるのではないかという話があって、川西地区なので1,300メートルくらいですね、単純に1,000メートルずつでいけば結構路線が増えたのかなというふうに思ってちょっと安心をしております。

今、令和6年から川西地区のほうを3年間の予算を獲得して進めていきたいという話がありました。それはそれで進めていただいて、うまいこといけば2年で進めていただくとか、そういうこともできればありがたいんですけども、そこに絡んで3点目のほうでちょっと気になった部分が出たんですけども、最初のときは川西地区と中央地区は一緒の話で余剰水の活用ということで出たのですが、地域を分けて二段階で向かっていくような流れになりまして、これまでの消雪が川西地区をやって中央地区をやったので、交互に進んでいるということで今回は川西地区になったのですが、令和8年に川西地区のほうで完成すると、以前の話でいくと令和8年には中央地区の詳細設計に入って、令和9年から中央地区かなという思いでいたのですが。今、川西地区で実施して水の干渉の話が出てきたのですが、水の干渉があるのかどうかということ踏まえると、どれぐらいここで期間を空けるとか、令和8年頃にはスタートするのか、その辺はどのような考えでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

令和8年までは川西地区の工事をやりまして、令和9年度から中央地区の工事に進められるように設計のほうも前倒しでやっていくように考えていきたいと思っておりますが、実際は川西地区の消雪を稼働した状況も見ながら設計も進めていくということが一番いいと思いますので、稼働状況も勘案しながら修正設計のようなものも考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。いずれにしても中央地区については令和9年度から、早くも3年ぐらいできるように進めてまいりたいと思っております。

○9番（前川文博）

分かりました。引き続き、令和6年から川西地区をやって中央地区に続いていくということで、その確認ができましたのでこれは安心をいたしました。先ほどの持続可能なまちづくりもあるんですけど、やっぱり町の中も空き家が増えてきて、かなり解体して空き地になってきたと。そうすると、その部分の除雪ができないということで道路が狭くなるということも結構

出てきておりました。これを今やるということで、安心してこの先住める。雪も減ってきたので屋根の雪下ろしの心配が少し減っておりますので、皆さん歩いて買い物に行けるとか移動ができるということでの安心が出てきております。今、除雪のオペレーターも人数が減ってきているとかいろいろなことで負担もありますし、なんとか住みやすいまちづくりのほうを森部長の力を出していただいて1年でも早く進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、3点目に入ります。今回2回もよろしく願いしますと言ってしまったので、次は言わないように頑張りたいと思います。それでは3点目、脱炭素の取り組みについてということで質問いたします。

1点目、グリーン専門職員採用後の状況。それから2点目、新規事業参入に対する応援は。3点目、脱炭素重点対策加速化事業を考えることはどうですか。4点目、夏場の消雪装置の稼働で気温上昇の抑制をとということです。

令和4年の3月議会で「飛騨市ゼロカーボンシティ宣言」2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指すという一般質問での答弁で表明されました。その後、令和4年12月の議会で「脱炭素先行地域づくり事業に応募したらどうか。」と一般質問をさせていただき、答弁では「民間からのグリーン専門人材の登用を検討する。」とあり、令和5年4月から採用されています。

そこで1点目ですが、グリーン専門職員採用後の状況です。脱炭素に向けたグリーン専門職員を採用しましたが、脱炭素に向けた飛騨市の取り組みはどのように進んでいるのでしょうか。

2点目、新規事業参入に対する応援です。飛騨市内でも脱炭素に向けた事業を進めている企業は多くあります。新規に事業を立ち上げて脱炭素を目指した方も出ていらっしゃいました。地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に採択されれば補助メニューも大きくなります。現状で脱炭素に向けた取り組みでできる飛騨市からの支援策は何があるのでしょうか。

3点目、脱炭素重点対策加速化事業を考えることはどうですかということです。今の脱炭素先行地域づくり事業に、昨年、今年と岡山県真庭市、鳥取県米子市、島根県邑南町、北海道札幌市、石狩市、岩手県久慈市、宮古市、紫波町、秋田県大潟村と、第1回から第3回までに脱炭素先行づくり事業に採択された取り組みについて聞いてまいりました。先日は高山市が第4回の脱炭素先行づくり事業に当選されたということで、先を越されたなという思いで少しがっかりもいたしました。それはそれで置いておきまして、この先行地域づくり事業は新聞でも、前回私も言いましたが、交付金の上限は50億円。補助率が3分の2、もしくは自治体によっては4分の3となっております。しかし、いろいろな自治体に聞いてくる中で交付金対象外のものが多く発生し、実際の交付率は2分の1、50%程度で考えたほうがよいということを知ってまいりました。先行地域に採択された自治体でもそれをカバーするために重点対策加速化事業、これは補助率が2分の1から3分の2ですが、これにも応募し複数の自治体が採択されています。実際に使いやすい交付金は重点対策加速化事業であることも分かってまいりました。脱炭素先行地域づくり事業のハードルが高いのであれば、重点対策加速化事業などほかの事業に応募していくことも必要と考えますが、この辺はどうでしょうか。

4点目です。夏場の消雪装置稼働で気温上昇の抑制をとということです。先ほどの質問で神岡市街地に消雪装置が増設となる計画が分かりました。古川地内は消雪が幅広く設置されております。消雪パイプ発祥の地であると言われていた新潟県長岡市では2011年の夏に消雪パイプ50周年、こ

の時点で50年です。それに合わせて夏の暑さ対策として活用されました。当時2011年は東日本大震災の年で電力不足の夏であり、自家発電機8台で電力を賄い、節電に配慮して行われました。自家発電というとガソリン使っているのではないかという話になるのですが、この自家発電機の燃料ですが、これは家庭で使われた天ぷら油から作ったバイオディーゼル燃料を使ってありました。2023年は新潟県長岡市、三条市、山形県長井市や石川県金沢市、こちらは自治体でありませんが地域の商店街が独自で実証実験を兼ねて行っております。神岡町川西地区では地元の土木業者の方が朝と夕の2回、山水を散水車に積み込み、道路に散水のボランティアをしていらっしゃいます。脱炭素のグリーンエネルギーの活用策として夏場に消雪装置を稼働して事業展開していくことも1つの事業かなと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

私からは1点目から3点目についてお答えをさせていただきます。

まず1点目のグリーン専門職員の状況についてお答えいたします。

9月議会での水上議員の一般質問への答弁と重複する部分もありますが、改めてご説明させていただきます。市では、国の地方創生人材支援制度によるマッチング及び選考を経て、本年4月より民間企業派遣者1名をグリーン専門人材として受け入れ、非常勤の企画部参与に着任いただいております。着任当初はグリーン専門人材を中心に再生可能エネルギーの普及促進等に向けた施策に取り組むことを想定していましたが、市内の現状把握を進め、派遣元企業も交えた協議・検討を重ねる中で、再生可能エネルギーばかりではなく省エネルギー化や化石燃料等からのエネルギー転換、森林による温室効果ガス吸収源対策等も含めた脱炭素という大きな視点に軸足を移す必要があるとの認識に至り、まずは今後の取り組みの土台となる脱炭素ビジョン等の策定に取り組んでいるところでございます。

策定作業に当たりましては、グリーン専門人材や業務受託者との連携はもとより、地域内事業者や市民・団体等で構成する飛騨市脱炭素推進協議会等での意見交換等を重ねており、令和6年1月を目途として、2050年のゼロカーボン達成までに必要な再生可能エネルギー導入目標量や省エネルギー化等による削減目標量、今後の取り組みの方向性等を取りまとめる予定としております。

なお、これまでのグリーン専門人材の個人活動といたしましては、民間事業者による開発の対象とはなりにくい小規模河川における小水力発電事業の可能性調査、市有施設における太陽光発電やEV充電設備の導入検討に対する助言、脱炭素普及に向けた事業所等へのヒアリング、Jクレジット制度の研究などに取り組んでいただいております。

続いて2点目の新規参入に対する支援策についてお答えいたします。

市では、現状において脱炭素関連事業に特化した支援策は設けておりませんが、広く商工業全般を対象として飛騨市ビジネスサポートセンターにおける無料相談、岐阜県の制度融資である創業支援資金の借り入れに対する利子補給、起業家奨励金の交付などの重層的な起業化支援制度を設けております。また、小水力発電事業等の特定再生可能エネルギー発電設備の取得に対

しては、わがまち特例による固定資産税の軽減措置を講じているところでございます。

3点目の脱炭素重点加速化事業についてお答えいたします。

ただいま議員からご紹介のありました重点対策加速化事業とは、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金のメニューの1つであり、2030年度温室効果ガス排出削減目標、市においては国と同様に2013年度比マイナス46%と定めておりますけれども、全国の地方公共団体がそれぞれ掲げる目標の達成に向けて取り組む脱炭素化事業を総合的に支援する制度でございます。

対象となる事業は、国の地域脱炭素ロードマップに基づく重点対策といたしまして、1点目、屋根置きなど自家消費型の太陽光発電設備の導入。2点目、地域共生・地域裨益型再生可能エネルギーの立地促進。3点目、業務ビル等における徹底した省エネルギー推進やネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略ですけれどもZEB化への誘導。4点目、住宅・建築物の省エネルギー性能等の向上、ゼロカーボン・ドライブ、つまり再生可能エネルギーとセットでのEV等の導入の普及の大きく5項目とされ、これらを組み合わせて複合的に実施し、かつ一般の市町村においては0.5メガワット以上の容量の再生可能エネルギー設備を導入すること等を必須の条件として、おおむね5年間にわたり交付率3分の1から3分の2ないし定額、上限15億円、さらに再生可能エネルギーの導入促進区域を定める場合には最大で20億円の国費支援を受けることができる仕組みでございます。

議員ご指摘のとおり、同交付金の別メニューである脱炭素先行地域づくり事業に比べて採択件数は多く、県内においても岐阜県美濃加茂市、山県市において採択事例が見られます。決して低いハードルではないと思われましても、使い勝手がよいという意味においては脱炭素ビジョン等策定の受託事業者やグリーン専門人材からも同様の見立てをいただいているところです。

現実的な問題といたしまして、地域の脱炭素化の実現を目指す上では、本事業をはじめとする国等の大きな補助制度の採択を得ることは必要不可欠と言えます。一方で、そこに至るには行政のみならず多くの民間事業者や一般家庭がこれに同調し、少なくともは自己負担を投じてでも導入に踏み切ろうと願っていただけるような意識醸成もまた必要不可欠となります。

このため、現在策定を進めている脱炭素ビジョン等においては、事業者や市民に対して本市のような自然環境に恵まれた地域といえども、なぜ今、市を挙げて脱炭素に取り組む必要があるのか、それで地域や個人にどのようなメリットがあるのか、それぞれが納得でき、自分事として受け止めていただけるような分かりやすいメッセージを発信していくことが重要であると考えております。

加えて、脱炭素化に向けた設備投資の動きは市内の工事・販売事業者にとって大きなビジネスチャンスになり得るものと考えております。この好機を逃すことなく脱炭素対策の需要をできる限り市内事業者が受注し、一時のブームではなくメンテナンス等を含めた継続的な事業展開が図られる体制を目指し、現在開催している飛騨市脱炭素推進協議会を母体としつつ、エネルギー関連事業の新たな体制の構築やそれを下支えする金融支援の在り方等をテーマとする部会やワーキンググループのような枠組みを設け、より多くのステークホルダーの参画を得ながら協議・検討を重ね、そこで一定の合意形成が図られた段においては、官民が一丸となってこうした国補助事業等の獲得にも積極的にチャレンジしていきたいと考えております。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは4点目の消雪装置稼働による気温上昇抑制についてお答えします。

今年の夏は厳しい暑さが続き、個人で打ち水をされるなどの暑さ対策をされている方も多くおられました。また、民間業者が地域貢献の一環として散水車で道路散水をされている地区もあったと伺っております。飛騨市においても過去には古川町市街地において「打ち水作戦」と称し冬の散水消雪装置を稼働させ、一時的に気温上昇を低下させる対策を試験的に行ったこともありました。上水道の水源を地下水に依存している古川町においてはその影響も考慮して、その後本格運用には至っておりません。神岡町においては、上水道は地下水を利用していないことからその可能性は考えられますが、まずは現在進めている船津地区の消雪設備整備事業を確実に事業進捗させていくことが先決であると考えております。事業が完了した後に、市内のエネルギー開発状況を見定めながら、今後必要に応じて検討してまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○9番（前川文博）

脱炭素の答弁を4点いただきました。全部まとめた話になっていくと思うのですが、専門人材がエネルギーを転換していく方式でということをやっているということでした。エネルギーはいろいろありますのでそこで変えていくということも重要ですし、CO₂削減というところも森林の話が出たんですけども、森林は間伐してしっかり手を入れれば、その後10年間管理するということを前提にCO₂の削減がもらえるというものもあります。そういったことを活用して飛騨市の実質排出量ゼロにしていくということですので、そういったことも考えてのことだと思います。

根本的には最初の先行地域づくり事業が頭にあるものですから、今の重点加速化がいま一步読み込んでない部分があるんですけども、先行地域づくり事業ですと、まず地域で太陽光発電をして、それを地域の中で回して地域経済をそこでつくる。そこには電気供給事業者もつくるということをやって、それに含めてこれをやるにはこの事業もくっつけていけますよというようなことを以前聞いていたものですから、その流れで消雪の話も脱炭素のことをやるのであれば、その事業に乗ってできないかなという流れでの話をさせていただいております。ですので、先ほどの消雪とは別に脱炭素で質問をしたというのはその部分での話でして、脱炭素のほうの事業としてのこういうことができないかということなんです。

専門人材の方の話ですと、令和6年1月に2050年ゼロカーボンを目指した導入の目標量とかを取りまとめるということでしたので、またその辺を聞かせていただいてという話になると思うんですけども、民間ではできないような小規模な小水力発電とか事業者へのヒアリングということを行っていらっしゃいますので、公共でやるというのは民間で手の届かないところへ出していくというのは重要ですので、そこら辺をフォローしていただいて、まだまだ脱炭素に取り組みたい、参入したいという方はこれからも出てくると思いますので、ぜひそちらにも力を入れていただきたいと思っております。

それに伴って新規事業をやられるという方の補助制度、これも結局、今の状況では飛騨市の新規事業を起こすとか、始めるときの補助制度しかありませんので、これも脱炭素の関係とかで新たな事業をしていくということであれば、部長の答弁の中でもこの先こういった補助事業に挑戦していきたい、獲得していきたいということもありました。それを獲得していくことによって、そこの中のメニューとして応援、例えば機械を入れるとかいろいろなことが出てきますので、ぜひ立ち上げのときは結構お金がかかりますし、小さいところを大きくしていくとなるとお金もかかりますし、それが脱炭素のCO₂削減となれば飛騨市の削減量のところにもつながるので、ぜひそこは補助メニューを取れるようなところで考えていただきたいなと思います。

加速化重点対策補助金のほうが2013年度比で2030年度が46%以上のマイナスということで、中の事業がいろいろ限られて5つぐらいという話がありました。多分発電絡みのことばかりだったと思うんですけど、先行地域づくりだとたしか消雪設備とか融雪設備が対象になるんですが、この加速化事業のほうではその事業はメニューとしては採択されそうにないということによろしいですか。

◎議長（住田清美）

正午を超過いたしましたので、このまま続けさせていただきます。

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

私も補助メニューの詳細までは把握をしておりますけれども、多分そこまでの対象にはならないのではないかなというふうに思われます。

○9番（前川文博）

分かりました。中を読んでも結構複雑なので、なかなか読み込むのにかなり複雑ですし、実際にこの先行地域づくり事業を採択された例えば秋田県大潟村ですと、あそこは米の産地で農業が主体の町で、もみ殻を使ったボイラーを設置して、それを温水として市内を巡らせて熱循環をするというものをやられているんですけど、ボイラー設置にはその補助事業は使えるんだけど建屋には使えないとか、もみ殻を入れておく材料庫の建物が補助対象にならないというようなことも言われて、そうすると実質2分の1ぐらいの話がありました。

岩手県宮古市は先行地域づくり事業を取られて、脱炭素重点対策加速化事業も取られて、先行地域づくりは例えば飛騨市でいけば神岡町は先行でやりましたと。そうすると、ほかの3つの町が何も対象になってないけれど、そこをフォローするためにも脱炭素重点対策加速化事業を入れてそちらを補っていくとかうまく使えるようにということもありましたので、その辺は専門人材の方と部長のほうで検討していただいて、次で何とか補助事業が取れるようにしていただきたいなと思います。

あと4つ目の消雪ですけど、古川町で昔やられたというのは聞いていなかったのですが、今年、長井市で行った情報でいくとコンクリートの路面の温度が50度以上に達していたと。それで急遽朝9時から8時間にわたって水温16度の地下水を出し続けたら、午後2時過ぎにその地区のエリアは気温が32.8度で周辺より2.3度下がっていたと。路面の温度ですけど、周辺の路面は50度を超えていたということでそこが24度ぐらい下がったということで、下がるのは当たり前なので、先に消雪の設置を進めていただきたい。まずこれなんですけど、それに含めてこれはどっちかとい

えば企画の話なので、こういったグリーンエネルギーを使った事業で夏に稼働するというのを考えていただければ。冬もグリーンエネルギーで動かせば一番いいので、ぜひともCO₂を出さない、環境に優しい飛騨市ということで進めていただきたいと思います。以上で終わります。

〔9番 前川文博 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で9番、前川議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（住田清美）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午後0時04分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

11番、籠山議員。

〔11番 籠山恵美子 登壇〕

○11番（籠山恵美子）

お許しをいただきましたので、今期最後の一般質問を4つのテーマに分けて質問させていただきますと思います。

まず1つ目に、次年度から期待される新たなまちづくり宣言の具現化を聞きたいと思います。1つ目、平和都市宣言には非核を明確に打ち出せるか。2つ目には、ダイバーシティ宣言のもと、まず速やかに女性職員の労働形態の改善をということで市長、副市長に質問をさせていただきます。

まず1つ目、平和都市宣言は市民一人ひとりが重く真剣に受け止める、市民全体の意思表示です。だからこそ核兵器のない平和の構築に資する行動が私たちに求められます。今、ロシアのウクライナ侵攻が長引いています。連日報道されているイスラエルのガザ攻撃では、殺害された人の7割が女性と子供という残虐なジェノサイド、集団殺人が起きています。それにも増してロシアもイスラエルも核兵器使用の可能性まで示唆しているという危険極まりない世界の情勢となっています。

こんな心痛める報道が続く中で、私たちは何ができるのか、何をすべきなのか。途方に暮れる飛騨市民からの声も私たち日本共産党が今取り組んでいるアンケートの回答で寄せられています。飛騨市は今年度も平和都市宣言につながるいろいろな取り組みを行っておりますが、大事なのは漠然とした平和宣言ではなく、非核を明確に打ち出した宣言だと考えます。市の本気度を示していただきたいと思いますので、まず市の考えをしっかりとお聞かせください。

2つ目に、今、国では岸田首相のコストカット型の経済から30年ぶりに転換するとの表明から、失われた30年を取り戻すための経済策をめぐって臨時国会が紛糾しております。ですが、地方の

経済も同様な経路をたどってきているのではないのでしょうか。人件費を最たるコストカットのターゲットとして、この間、特に合併以来、飛騨市もせつせと職員を削減して定数を2割も下回り、逆に非正規職員を増大させています。そして主にその犠牲になっているのが女性だということが市の資料からもよく分かります。ダイバーシティの理念とは相入れないジェンダーギャップの解消に市はまず足元から取り組むべきではないのでしょうか。そのために、真っ先に改善が必要なのは特に会計年度任用職員の労働形態であります。給与、勤務時間、再雇用の有無など問題が山積しています。女性をもっと大事な人材として、その労働形態を改善していただきたいと思いません。いかがでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

2点お尋ねをいただきました。両方とも私からご答弁申し上げたいと思います。

まず、1点目の平和都市宣言の話でございます。

今年度から平和に関する取り組みということで始めたわけでございますが、その一環として平和都市宣言を策定したいということで、今それを取り組み始めたところでございます。検討委員会を立ち上げて、多くの市民に関わっていただきながら宣言文を作り上げていきたいと考えております。

この平和都市宣言ですが、宣言を作る、文面を作るということはもちろんですが、大事なのは意識づくりでありまして、その意識づくりであることを考えますと、策定までのプロセスを大事にしたいというふうに考えております。したがって、市が主導して文面を作ったり一定の考えを押し付けたりするのではなくて、市民の皆さんがじっくりと話し合っただけで考えて作り上げられることが最も重要であるというふうに考えております。

先日、検討委員会の委員長をお願いする予定の池田丈佑富山大学教育学系准教授とお会いをいたしました。平和論について大変造詣の深い先生でございます。この際にも今申し上げた考え方を先生にもお伝えをいたしまして、じっくりと皆さんで話し合っただけで考えてもらいたいというふうをお願いをいたしました。議員から非核、ここが大事だというお話でございますが、この非核ということはどういうふうに含むかということも含めて多くの方々に議論していただきたいと思っておりますし、市民にとって意味のある宣言策定を目指していきたいと考えているところでございます。

次に2点目でございます。女性職員の待遇の問題、労働形態の問題ということでご質問いただきました。

まず順番にお話をしていきたいのですが、市の会計年度任用職員の状況をまず申し上げたいと思います。令和5年4月1日時点で週20時間以上勤務している会計年度任用職員が249名おります。そのうち女性職員は192名、割合としては77%となっております。この192名の内訳ですが、フルタイム職員が91名、パートタイム職員が101名で、会計年度職員全体の40%がパートタイムでの勤務を行っているということになります。女性職員の内訳としては今申し上げたようにフルタイム91名、パートタイム101名ということでございます。

この会計年度任用職員の女性職員の多くは、子育てとか介護を担う世代の方々でありまして、家庭との両立あるいは配偶者の扶養の範囲内で働きたいという希望を持っておられる方が大変多いという現状です。個別に実情を見ますとフルタイムでの勤務を希望されながら、該当する職がないためにパートタイムを選択されているという方もあります。また、自らパートタイムでの勤務を選択しておられるという職員も少なからずおられるという状況です。

その上で、お尋ねの会計年度任用職員に対する処遇であります。まず女性のということでおっしゃいましたけれども、地方公務員法の平等取扱の原則によりまして、女性と明記した募集は行っておりません。また、その名が示すように、制度上、会計年度任用職員は年度ごとに新たに任用されるという形態になっておりますので、任用は採用試験等による能力の実証に基づき決定しておりまして、かつては5年で雇止めといったこともあったのですが、これも今は一切行っておりません。さらに、これまでも育児や介護に関する休暇取得要件の緩和とか、産前産後休暇の有給化とか、職員の仕事と家庭を両立するための環境整備、こういったことを進めてきたところでごさいます。できるだけ勤務時間に関する相談には多様な働き方ができるように柔軟に対応しておるところでございます。

給与面につきましては、年度ごとに任用される職であることを踏まえまして、常勤職員の初任給を基準に設定されておりますので、著しく常勤職員に劣るというふうにも考えておりません。さらに、今議会におきまして人事院勧告に基づく給与改定があった際には、常勤職員同様に4月に遡及して適用することができるように条例改正案を上程しておりますし、来年度から勤勉手当も支給する予定でございますので、さらに改善されるものと考えております。

むしろ現在課題になっておりますのは、これは正規職員も同じであります。会計年度任用職員も応募が少なくなっておりまして、その確保が難しくなっているということが目下の課題でございます。特に正規職員は、平成30年度以降、年齢制限を撤廃いたしまして幅広い広い人材を求めておりまして、これによって会計年度任用職員から職員採用試験を受験して正職員になったという者が14人おりまして、そのうち11名は女性職員です。このように女性が活躍できる環境というものは整っているというふうにごさいます。大いに優位な人材を求めているというところでごさいます。

今ほど議員から、市がせっせと職員削減して非正規職員を増大させているのではないかというお話がございましたけれども、これは正確ではないということです。まず定数の話がありましたが、定数はもともと実態に関わらずかなり余裕を持った上限数を設定しておりますので、これに合わせた運用ということではもともと行っておりませんし、非常に差がありますので、私どもも普段あまり定数を考えることはありません。

その上で実態について申し上げます。私が8年前に市長になった際に人員がずっと大きく削られてきた影響で年度途中で産前産後休暇、育児休暇、あるいは病気休暇ということに対応できる余裕の人員が全くない状況でありまして、様々な所属で例えば産前休暇が発生すると欠員になる、病気の方が出ると欠員になるということで、市役所内の様々な所属で欠員が多発しておりまして、これが時間外勤務の増大を招くという負のスパイラルに陥っておりました。そのために、これは人を増やさなければ対応できないということで、これらに対応できる、そうした休暇を取っても市役所が回るという人員体制を整えるために、人件費総額でキャップをかけて、それで少しずつ

職員数を増やしてきました。加えて再任用制度で定年後も継続して勤務する職員が増えてきましたので、かといって若い職員を採らないというわけにいかないものですから、両立を図るために新しいポストを作ったり、司書とか学芸員も正職員化を進めまして、しっかりと処遇するという考え方で正職員としての登用を進めてきたところです。

この結果、消防や市民病院、保育園、これまた特殊ですのでこれを除く常勤職員の数で申し上げますと、私が就任した平成28年度と令和5年度の比較では総数で22名の増加となっております。現時点において育児休業、病気休業等の職員が7名おりますけれども、この分は欠員を生じることなく業務ができておりますし、育児等による部分休業している職員が11名おりますが、これにも対応できているということでもあります。

一方の会計年度任用職員は6名の増ということになっておりますので、非正規職員を増大させているという状況にはないということを申し上げておきたいと思えます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○11番（籠山恵美子）

私の持っている資料は2023年4月の数字ですので細かい数字は違うかもしれませんが、まず会計年度任用職員の割合が40%ほどということをお聞きしました。これが職員を雇用するときにはどうかという考え方だと思います。お話を伺うと現状はうまくいっているんですよというふうに聞こえますけれども、実際にこうやってダイバーシティーのまちづくりをするというときに、女性の働き方、それをどう考えていくかということまで含めてこれからは考えていっていただきたいと思うわけですね。そうしたときに、どこかで女性の働き方、女性の活躍と言うのでしょうか、そういうことももっともっと女性の能力や才能を生かして雇用していただきたいと思うものですから。

それから私たちのところに寄せられたアンケートの回答にも、切実としたいろいろな告発もありまして、調べたところ飛騨市は例えば下呂市などに比べても会計年度任用職員の数がとても多いなという感じがしました。例えば正職員で比べてみますと、行政職1表、これを適用している正職員の男女の差、男女共同参画状況はどうかといいますと、正規の職員の317人中、男性は254人、女性は63人。何と女性は24%しかおりません。そのうち女性管理職は5級の管理職に3人、6級管理職に1人、計4人しかいないという状況なんですね。これをもうちょっと改善していただきたいと思えます。そして会計年度任用職員には、3年の壁というのがあります。2回更新して3年目は一旦雇い止めとなって再度公募に応じなければならないというものです。継続して必要とされる職に就いて、問題なく働いている人を一律に公募にかけること。これは大きな問題ではないでしょうか。市長はどう考えますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

最初の女性の比率の問題ですが、先ほど申し上げましたように女性という制限をかけて採用するというは一切ありませんので、応募していただけるのであればもうどんどん応募していただきたいということでもありますし、これは意図してこういう数字になっているのではなくて、応募されてくるかどうかにかかっているわけですので、そういうご理解をしていただきたいなとい

うことです。

それから会計年度任用職員の制度は、会計年度任用職員になったときに長期に働いていただければなおいいわけですね。ただ、制度がそうなっているものですからやむを得ず今おっしゃったような運用になっていうことでもありますので、これはやはり地方公務員法の取り扱いの部分で考慮してもらう必要があるというふうに考えております。

○11番（籠山恵美子）

応募するときに特別に女性職員募集ということにかけているわけではないということでしょうけれども、そういう理屈でいきますと、飛騨市の男女共同参画の状況というのはどうなったら、例えばクォータ制みたいなものをよく言われますけれども、そういうものを行政がどうやって努力をして、女性の登用、女性の活躍、働き方を改善するかということに取り組むのでしょうか。そこは積極的に市が市民に対して職員を募集するときに、何らかの形でそういう雇用の仕方をしなければいつになっても変わらないのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

直接的には無理でも、いろいろな方法がもちろんあると思いますよ。女性が活躍しているロールモデルが市役所の中でたくさん作れるとか、あるいは先ほどの出産、子育て、育児に対する休暇が取れる、あるいはきちんと認めてもらえる、温かく対応してもらえというものを作っていくということもあるかもしれませんし、そうしたことは先ほど申し上げてきたように、取りにくいところから余裕を持たせて取りやすい仕組みにしたりということもやっておりますし、管理職の問題、ロールモデルの問題については、またこの後も今議会で出てきますけれども、これまでの制約条件があって、今現在は少ないですけどもこれからだんだん増えてくのではないかと思います。

それから今年の採用を見ておりましたが、女性職員のほうがむしろ多いくらいなのかな。女性職員の数が非常に多いなと思ってしまして、少ないという印象はあまり持ってないです。なので、これは多分印象の問題ではないかと思えます。印象かアンコンシャスバイアスかどちらかではないかというふうに思って、我々普段仕事をしていて女性と区別することまずありませんし、そういった目でも見ておりません。むしろ先入観的なものもひょっとしたらおありかなというふうに思えます。

○11番（籠山恵美子）

多分、非正規職員で女性を雇用することが多いからではないでしょうか。私は逆に非正規雇用に女性が多すぎるといった感じがするんですけども。男女分けて応募しているのではないからということ、いろいろな理由をおっしゃいますけど、こういうことを繰り返していたらそれこそジェンダーギャップ解消というのはいつになっても実現しないし、クォータ制などは夢のまた夢ということですし、女性の能力が花開くチャンスはなく、女性の幹部職員を増やせる可能性さえないということになるのではないのでしょうか。会計年度任用職員は本当に女性の比率が多くて、特に現業職、保育士などは55.1%が会計年度任用職員です。やはり何が一番辛いかというと、お給料の面です。先ほどちょっと質問しましたけれども、この会計年度任用職員の3年の壁。3年目

に一旦雇い止めになる。再度公募に応じなければならない。しかももう3年経ったら給与が上がらないという状況。これはどんなふうに考えておられますか。

△市長（都竹淳也）

先ほど申し上げたように、これは制度なものですから、やはりそれは本当に上がっていくべきだと私も思いますし、やはりここは国の地方公務員法の中できちんと対応してもらわなければならないかというふうに思っております。ただ、現実には雇い止めと言っても全部解雇しているなんてことはありません。長くみんな勤めています。私の秘書室におります会計年度任用職員も私が市長になって以来ずっと勤務してくれて、ほかのところもそうですが、3年で切られてどこかに行ったというケースはそうありませんので、ここはやっぱり実態を見ていただくべきではないかなというふうに思います。

それからさっきの職員のお話で、今手元のやつを見てみると、今年の新規採用者は男性8人、女性5人です。去年は男性5人の女性9人です。なので、意図的にクオータ制にしたり女性を積極的に採用するという、そういうふうに誘導はできませんので。ただ、現実にはこうやって女性もたくさん応募して活躍してくれているので、私どもとしてはとにかく人手不足で、とにかく優秀な方をたくさんほしいという中ですから、大いに応募して活躍してもらいたいなということを常に思っています。

○11番（籠山恵美子）

飛騨市のことですからきちんと真面目に考えてくださっているのだらうと思います。ですけれども、現状に甘んじているだけでは、やはり女性の活躍の場は広がらないと思うものですから。

1つ伺います。会計年度任用職員の時給です。時給が飛騨市の場合は、岐阜県の最低賃金950円、これ以上上がりません。給食の調理員などは910円ですね。こんなに低い。ほとんど女性が多いのではないかと思います。こういう状態をそのまま放置しているのでは、これだけいる女性の会計年度任用職員も市民ですから。それぞれ人生があるわけですから。経済的にやっつけられるのか。この状態でいくと会計年度任用職員は200万円以下のワーキングプアですよ。これを飛騨市が作り上げているんですよ。数多く。これで飛騨市の市民の生活が楽になる案件になるとはとても思えません。

一番新しい広報ひだに飛騨市が世論調査をされたということで、ここに質問と市の回答が載っています。これについて教えてください。質問は「人口に対して職員数が多すぎると思います。税金の無駄遣いではないでしょうか。」という質問がありまして、それに答えて、私はきちんと真つ実に回答されているなと思いましたよ。「過疎自治体のほうが都市部の自治体よりも取り組まなければならない課題が多い。どうしても人口に対する職員数が多くなる傾向にあります。」。本当にそのとおりだと思います。ですが最後に「令和7年度に職員定数適正化計画を見直すこととしていきます。」と書いてあります。これはまた減らすんですか。どのように考えておられるのですか。

△市長（都竹淳也）

減らすとも、増やすとも言っていないのですが。要は、段々と人が取りにくくなってきているわけですね。新卒だけではなくて、ここ近年で最長で55歳で採用しているんですね。そうなるとうら、将来的な市役所の中の年齢構成を考えたときに、どういう年齢構成で、どういうふうに組織

を運営してくるのかという見直しをしていかなければいけない。それから人件費総額を見て、今後の財政見通しの中でどれぐらいの人がいるのかということを考えていかなければいけないということです。

それで、適正化計画というのは定期的に見直しをいかなければいけないので、総数としてどのくらい、しかもこれから定年延長が始まるものですから、定年延長が始まると新規採用をストップするというわけにはいかないんですね。そうすると、組織が全然成り立たなくなってしまうので、数は一定数増えていくんです。これは全国の自治体増えてくるんですよ。どの辺でキャップをかけるのかとか、どういう組織のマネジメントをするかということを考え直さなければいけないので、それを定員適正化計画でやってこうという考え方なんです。

職員の定数とか組織の数の問題って、見る人によって全然見え方が違うんですね。とんでもなく多いじゃないか、けしからんじゃないか、都竹市長になってすごく増えているじゃないかという人もいれば、これは当然だと、もっとしっかりやるべきだという人もいます。それから会計年度任用職員は、うちは確かにもともと多い自治体ですが、正職員で取ればそのほうがいいんです。ただ、もともと地元で就職する人が少ないので、自然とこうなっているという側面はもちろんあります。

いろいろなことがあってここまできているので、これはいろいろなご意見を聞くことがありますが、これは自分たちの考えでしっかりいくしかないので、右顧左眄せずにとっぴかりと計画を持ってやっていくべきだと考えておりますし、適正化計画はそういう考え方の中で作るということでございます。

○11番（籠山恵美子）

私がこの質問したのは、ダイバーシティの考え方をどうこれから市民とともに進めていくかといったときに、この女性の問題、しかも飛騨市の足元の女性職員の問題として、そこに目を向けて考えたわけです。

ダイバーシティの推進というのは、深層的な属性、つまり内面的な部分の属性を生かすということが重要とされています。そこには職務経験や働き方、教育などが盛り込まれているんですね。そういう視点でダイバーシティを考えて、市の職場環境と女性の働き方を見直していただきたいと私は考えているのでこの質問をさせていただきました。女性もやはり一人ひとり生活があり、人生があります。ですから会計年度任用職員という非正規の職員をたくさん作らずに、そこでも3年目の更新のときに、正規職員になりたいんですがという女性職員がいましたら、それはどのように対応されていくのでしょうか。

△市長（都竹淳也）

先ほど答弁でも申し上げましたが、平成30年度以降、会計年度任用職員から職員採用を受けて正職員になった者が14人おります。そのうち11人が女性です。ですので、別に3年でなくても1年でも、いつでもいいんです。どんどん受けていただければいいということですし、現実こういう数字になっていますから、市としてはどんどん会計年度任用職員から正職員を受けてくださいよという常にウェルカムの状態にあるということです。

○11番（籠山恵美子）

後先になってしまいましたけど、平和都市宣言のことですが、この非核をどう捉えるかと市長

はおっしゃいました。これは国の様相がとにかく核兵器禁止条約に批准しない国というのがありますので、それによって右往左往されている首長もいろいろ調べたらいらっしゃいました。岐阜県内で非核平和都市宣言をされている自治体というのは、なかなかいい宣言文を書いておられるところもあり、パブリックコメントで宣言文を作っているという自治体もありました。

大事なのは意識づくりだと、プロセスだということは私もそのとおりだと思います。これをどうやって作っていくかということですが、都竹市長ご自身は核兵器廃絶を求める署名もされており、被爆者の求める核兵器廃絶に賛同された署名もされています。県内には十数名首長で署名をされている方がおられます。都竹市長はつまり核兵器廃絶を望んでおられる市長ということによろしいですね。

△市長（都竹淳也）

私は、核兵器はとにかくないべきだと。核兵器はゼロであるべきだという考え方ですから、当然核兵器廃絶ということをお願いしている立場でございます。

○11番（籠山恵美子）

では2つ目に行きます。介護保険制度の国の2024年度見直し問題について伺います。

1つ目に、市が抱える課題と市独自の見直しはあるかということです。3年に一度の制度見直しによって様々な改定が今議論されています。サービスの利用料の原則2割案、ケアプラン作成の有料化、要介護1・2の介護を市の地域支援事業に移行する、介護報酬の引き下げや職員の配置基準の緩和などなど、利用者には頭の痛い改定ばかりですが、それによって市も大変でしょうけれども、市が抱える課題、そして独自の見直しがあるのか、これを丁寧にご説明をお願いします。

2つ目に、この制度の見直しは介護離職など現役世代の家族負担にも直結します。生活実態を踏まえた市の検証が必要だと考えます。そこで、物価、光熱費の高騰に充当できるよう、飛騨市の家族介護応援手当の増額を要望したいと思います。市の考えを伺います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

1点目の市が抱える課題と独自の見直しについてお答えします。

介護保険制度は3年ごとに改正を行うため、今回は2024年に改正が予定されており、現在、国において各改正案について審議している段階です。ご質問にありますケアプラン作成の有料化及び要介護1・2の介護を市の地域支援事業への移行につきましては、社会保障審議会介護保険部会におきまして引き続き包括的に検討を行うこととされ、次回の改正に先送りとなっております。

また、サービスの利用者の原則2割案は先送りとなり、今回は利用者負担割合が2割となる方の所得判断基準の見直しが検討されており、これは全国一律で定められるものですので、市独自として見直しを行うことはございません。

介護報酬の改定につきましては、昨今の物価高騰による事業所の負担や介護従事者の給与に反映されるものとなりますので、国に対しては全国市長会等を通じ適切な反映を要望しており、審議状況を注視しているところです。なお、市独自の支援としましては、これまでにも特別養護老

人ホーム等の夜勤者の処遇改善臨時交付金などを行っております。

ここ数年、介護給付費は減少傾向にあります。団塊の世代と呼ばれる方々の多くが85歳を迎える令和17年に当市の介護給付費は再度微増すると想定しており、現状では市内の介護人材に限られることから、いかにして介護体制を維持していくかが課題となっております。そのため、新たな介護人材を確保するための施策はもとより、利用者のニーズに応じたインフォーマルサービスを含めた様々なサービスを組み合わせ、自立支援や重症化予防を展開していくこと、フレイルや認知症の予防により要介護の認定率を下げ、健康な高齢者が増えていくことなどが今後の持続可能な介護体制につながるものと考えております。

2点目の家族介護応援手当の増額についてお答えします。

家族介護応援手当は、今後の介護体制を維持していくため、在宅介護を支えていただく方々を応援する市独自の手当となっております。昨今の物価高騰対策として、国の交付金を利用することで令和4年度については月5,000円の増額を行い、今年度につきましては1万5,000円分の灯油券の申請案内を発送し受付を開始したところです。

物価高騰につきましては既にこうした対策を講じていることに加え、在宅介護をされている方に限らず影響があるものでもありますので、今後の単独財源での増額支援は状況を見ながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

なお、国の制度見直しにより、介護離職を市内で発生させないよう地域包括支援センターやケアマネージャーと連携しながら、より一層の介護者の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○11番（籠山恵美子）

私も次の議会に出てこれるかどうかわかりませんので、まず市がどんなふう考えているかをしっかりと聞かせていただいて、次の方がつなぐのかなといろいろ考えながら質問しました。

私たちのところに来たアンケートの中に、20代の介護職員という方の切実な回答がいろいろと書いてありまして、とにかく介護職員は給与が低いと。それから重労働である。そして今度の介護保険制度の見直しによって、職員の配置基準、今3人に1人の職員が今度は4人に1人に緩和されるということも言われていて、とてもじゃないけれども体を壊してしまう。そして、このままでは子供もつukれない、増やせない。こういうような切実な回答が寄せられました。20代の方でこういうことですから、本当に介護を利用される方も大変ですけど、それを担っている職員の方々も本当に大変だと思います。

そしてこの介護制度の見直しが、高齢者の介護の制度を使って児童手当の拡充など少子化対策の財源に充てるということですから、何か本当に市民同士を分断させてタコが自分の足を食べて生きてくみたいな様相で本当にひどいものだなと思います。ですから、いざとなったときには、やはり市の支援が必ず必要だろうなと思いましたので質問いたしました。

2番目の家族介護応援手当は確かに物価高騰、それからエネルギー高騰の対応策として国の交付金でいろいろやっってくださいました。ですけど、さすがにこの物価高は止まる要素がありませんから、家族介護応援手当の1万円というのは安定的に増やして、もっと安心して介護できて介護離職を増やさないためにもそういうことが必要であり、また、その財源も臨時的な交付金で対

応して、交付金がなくなったら終わりといのではなくて恒常的な制度としてこの手当の増額を望みたいと思うんですけれども、その辺りはどのように考えておられますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

家族の方が在宅で介護をしていらっしゃるということは非常に頭が下がる思いでございます。そんなことからこの手当が生まれたものと思っております。

ただ、令和4年度と令和5年度は、先ほどお話しましたように物価高騰等あるいは電気代の高騰等で支援をいたしました。今後この物価の状況もどうなるのか、あるいは実際に家族を介護していらっしゃる方の生活がどうなのかというような状況も見させていただきながら検討してまいりたいということは思っております。

○11番（籠山恵美子）

相変わらず新型コロナウイルス感染症が5類に移行したと言っても、インフルエンザの心配があってマスクや消毒は本当に放せない生活ですよ。病人のいる家族は本当にそういうことの負担も大きいと思います。ぜひこれからも善処していただきたいと思います。

3つ目に入ります。後期高齢者医療制度の現状把握と対策についてお聞きします。

まず1つ目に、2割負担導入の影響と後期高齢者の生活実態を把握・分析しているのか。これも市の現状考えていることを丁寧に教えてください。2つ目に医療負担が増える高齢者への生活支援を市はどのように考えているのか伺いたいと思います。

まず1つ目、昨年、所得が一定額を超える後期高齢者の医療費の窓口負担を1割から2割に引き上げる改定がなされました。1割から2割、大したことではないかという方もおられましたけど、倍になるということですからね。2倍になるということですから高齢者にとっては大変な負担です。そして来年度には後期高齢者医療保険料の大幅値上げが予定されています。負担増の影響で高齢者が通院を減らすなど、必要な受診が抑制されていないかも大変懸念されます。これらの影響と生活実態を市は把握・分析しているのか、また、その対応策も伺いたいと思います。

2つ目に医療費の窓口負担の2倍化は、対象となった高齢者にとって、物価高騰、年金削減と合わせた三重苦となって、生活と健康を脅かすこととなります。これらの方々の日常の生活支援、福祉施策ですね、これをどのように考えているのか伺いたいと思います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

後期高齢者医療制度について2点のご質問をいただきましたが、一括してお答えさせていただきます。

令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者となり始め、これまで以上に少子高齢化が進んでいくことから、医療費の増大が見込まれています。後期高齢者の医療費の4割は現役世代が負担しておりますが、今後も拡大していく見通しとなっており、後期高齢者の中でも負担能力のある方に可能な限りご負担いただくことにより現役世代の負担を抑え、全ての世代が安心して医療を受

けられる社会を維持するために後期高齢者医療制度の負担割合の見直しが行われました。

また、後期高齢者医療の保険料については、今年5月の制度改正により来年度から段階的に引き上げられます。この引き上げについても増大する医療費に対して、今後人口が減っていく現役世代の負担を軽減するため、さらに今年4月から出産育児一時金が増額され子育てを社会全体で支援する観点から、後期高齢者医療制度においてもその財源の一部を負担することとする国の方針によるものです。

制度改正により2割負担となった後期高齢者における受診行動については、2割負担導入の直後においては対前年同月比で減少傾向が見受けられましたが、前後の1年間を比較した結果、1人当たりの医療費及び外来の1人当たり日数についても減少していなかったことを把握しており、2割負担となった方々の保険料の未納は発生しておらず納付相談もないことから、現時点では議員が懸念されている必要な医療機関受診が抑制されている状態にはなっていないと分析しています。

また、2割負担となった後期高齢者被保険者に限定した生活実態の把握分析は行っていませんが、毎月1回開催しています飛騨市物価高騰対策本部会議を通じて、高齢者の生活実態の把握・分析に努めています。これまでもこの本部会議にて、物価高騰と国民年金の変動に応じた高齢者の生活支援対策として、いきいき券の追加交付や温浴施設無料利用フリーパス券を交付してまいりました。これらは高齢者の方々が住み慣れた地域で暮らしていくための生活支援や自身の健康維持への取り組みを推進することを目的としたものです。

窓口2割負担に増加した方は一定以上の所得がある方であり、令和7年9月までは月の外来の医療費負担増加額が3,000円までに抑えられる経過措置がなされていることから、市としてその方々にターゲットを絞った生活支援や市独自に増加した負担割合分の補填といったことは、国の一律の制度改正の中、現時点では難しいものと考えています。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○11番（籠山恵美子）

昨年1割から2割に引き上げられた方々というのは年金などの年収が200万円以上の方ということでしたけれども、年間収入が200万円で作る生活というのは、本当に余裕のある生活ではないはずなんです。それでも飛騨市では最初は減少したけれども、そのあとは外来その他あまり変わらなかったということでもよかったなと私は思います。厚生労働省は医療費抑制を狙っての料金改定ですからね。そうやってどんどん高齢者をいじめていくという国のやり方は、私はとても許せないの、何とか飛騨市の高齢者の皆さんがちゃんとかからなければならないものにはかかって、保険料も真面目に納めてくださっているというは何よりだと思います。だからこそ、この制度に直接補填するというだけでなく、いろいろな形で高齢者の生活支援というものこれから考えていただきたいなと思います。

最後の質問です。4つ目に生活困窮を抱える多くの市民生活を救うための抜本的な財政の見直しをということで、これも市長との最後の論争になるかなと思います。

まず1つ目に基金を抜本的に見直すべきだがいかがでしょうか。2つ目に地方創生臨時交付金とふるさと納税寄附金を有効に使って、子育て世帯の負担を軽減していただきたい。これについて伺いたいと思います。

今、生活困難にあえいでいるのは住民税非課税世帯だけではありません。非正規労働者に多いワーキングプア、子育て中間層ギグワーカーと言われるフリーランスや派遣労働者など多数の市民です。実質賃金が18年間も上がらない、物価の上昇に給料が追いついていかない、こんな経済災害を乗り越えるために行政が今やるべきことは何より市民生活にしっかり還元できる財源の組み直しであると考えます。

1つ目に、9月議会で議論しましたように、基金を市民還元のために抜本的に見直していただきたいと思います。11月29日付の中日新聞にも「国の基金膨張に対して徹底的な見直しが必要だ」と。私が訴えたいことと同様の社説が載っておりました。経済が疲弊している今の状況下で批判が出るのは、国と言え、地方と言え、当然だと思います。いかがでしょうか。

2つ目に、国の臨時交付金の推奨メニューには、物価高騰に伴う子育て世帯支援として「物価高騰による小中学生の保護者負担を軽減するための小中学校における学校給食費等の支援」が明記されています。ふるさと納税寄附金の使途にも子供支援のカテゴリーがあります。これらの財源を次年度予定の給食費の値上げ解消に回す。学校給食費を無料にするなど、こういうものによってしっかり充当すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

2点お尋ねいただきました。私から両方とも答弁申し上げます。

まず基金の話ですが、国の基金膨張の話にお触れになりましたけども、国の基金の膨張と市の基金の話は別ですので、まず一緒に議論すべきものではないということを前提にしながらご答弁申し上げたいと思います。

そもそも地方自治体の基金保有高、貯金ですね、地方自治体全体が大きすぎるのではないかという指摘は国より従前からあります。特に財務省がこれを言います。ただ、国として特に総務省ですが適正規模について明確な基準を定めたということではなくて、結局それぞれの自治体の実情に鑑みて活用していくというのが今の大枠になっているということなんですね。

飛騨市の積立基金の総額を見ますと、令和4年度末で149億円ということになっておりますので、これは人口1人当たりで見ますと他の自治体と比較して確かに全国でも上位です。しかしながら、この活用実態を見ますと決して余裕のあるものではないというのが我々の認識であります。例えば、その余裕がないというのは普段の通常の予算編成の中にそもそも余裕がないということになるのですが、費用を要しておりますのが施設の修繕費、毎年これが一番悩ましいわけです。令和5年度予算で、ごみ処理、し尿処理、火葬場といった衛生環境施設ですね。それから消防施設、観光施設、こうしたもののいろいろな修繕が起きてくるのですが、一般会計全体での修繕の予算の要求額が約10億円ありました。予算要求があったんです。それでどれだけ予算措置できたかという、精いっぱいやって7億7,000万円なんですね。今、令和6年度の予算編成に入っておりますが、現時点での要求額が何と15億1,000万円ということで、今年度よりも5億円以上要求額が上回っている。そうすると非常にこの後、難しい査定になってくるということになります。これは要求時点で腹いっぱい出してもらったということではなくて、かなり抑制をかけてもらった

上でもこの金額ですから、本来修繕が必要な箇所というのはもっと多いというのが実態なわけです。

施設を新しく作ったり更新したりするときは起債ができますから財源が確保できるのですが、修繕費というのは起債のメニューがないので、その年に入ってきた一般財源の中で真水で持ち出さないと修繕費というのは出せないということなんです。では飛騨市の財政力で、こうした莫大な修繕費を全て出せるかということを考えますと、これは不可能でありまして。かといって全部放っておくわけにいかないものですから、必死になってやりくりをして修繕費を捻出しているという状況なんです。ただ、それでも足りないので、ちょっとでも財政に余裕ができたときにできるだけ貯金に積んでおくということをやっているわけです。

なので、例えば9月補正で決算の剰余金が出てきた、あるいは12月補正でいろいろなものの契約の差金が出てきた。こうしたときには公共施設管理基金に積んだり、あるいは財政調整基金に積んで、それをちょっとずつ取り崩すことによって翌年度以降の予算編成をやっているというのが今の市の予算編成の状況です。やりくりをしながらやっているということです。

さらに、今後を考えますとこれは結構恐ろしいわけでありまして、必要に迫られた事業が山積をしております。先ほど澤議員の答弁の中で少し申し上げましたが、小学校のプールがありますし、校舎の修繕があります。それから公民館も修繕箇所多発です。それから市営住宅の建て替え修繕がありますし、流葉スキー場のリフト、サッカー場の人工芝は直さないと使ってもらえないような状況になりつつあります。これだけざっと計算しても約20億円です。それからこれに交付税措置があるような有利な借金ができればいいんですが、そういったメニューがないので真水で持ち出さないといけないということなんです。

さらに、衛生施設の改修です。32億円余が見込まれているということでございまして、先ほども縷々申し上げました、ごみの焼却場の話なんかもございまして。そうすると補助金を受けられる割合が低いので、将来的にかなりの持ち出しが出てくるということになります。

加えて市民病院です。これも先ほど申し上げましたが、この大規模改修には25億円から30億円ぐらい要するだろうということにして、これも検討が必要な状況にきている。恐らく数十年後にはこの庁舎も何とかしないとイケません。去年で50年たっているんです。私、最古の庁舎を目指すんだとか言っていますけども、現実に気合いだけではそういうわけにいかないの、どこかでは直さなければいけない。そうすると、今多くの貯金があるからといって、これを簡単に取り崩すというわけにはいかないわけです。したがって、非常に慎重な活用が求められているということです。

確かに今この時点で財政調整基金でも取り崩して使えば、市民の皆さんは喜んでくださると思います。市民生活も苦しい中で支援になると思います。しかし、貯金というのは一旦崩してしまうと容易に復元できないです。これは家計でも一緒です。虎の子の貯金を使ってしまったら簡単に元に戻せないんですね。これは役所も一緒です。そうすると、5年後、10年後、さらにそれ以降の市民に重大な負担を強いるということになるわけです。したがって、我々は今ここに生きている市民だけではなくて、5年後、10年後、20年後の市民のことも考えて、行政運営を行っていかねばいけないという責任があるということです。

かつて国債を非常に発行した国の姿勢をある方が評されて、「財政的児童虐待」とおっしゃっ

たことがあります、つまり子供たちが成長したときに、その国債の償還を自分たちが負担していかなければいけない。ここで借金をしてしまうということは将来の子供の虐待だということをおっしゃって、なるほどと思ったことがあります。私は飛騨市において将来の子供たちの財政的児童虐待になるようなことはしたくないというふうに思っております。

9月議会の決算審査の際に、議員ともこの基金活用の議論をさせていただきました。この件については討論でもお話をされたわけでありまして、ポイントになったのは財政調整基金の扱いだったと思います。ここにつきまして、私もいろいろ思い起こしたり考えたりする中で、今までこうした生々しい現実を私は言ってこなかったのではないかと。ホームページ上にも財政調整基金の説明が書いてあります。しかし、これもどちらかというと国から言ってくるものに対してどう説明をするかという視点が中心で、災害に必要な費用ということのみを表に出してきた。本来必要なのは、将来喫緊の課題となっておりますが、こうした必要不可欠な施設の修繕に関する費用が最も重要ですが、それを私たち自身が明確にしてこなかったことが、議員の皆さんにすら財政調整基金があたかも埋蔵金のように見えてしまうという事態を招いたのではないかとというふうに変な反省をいたしました。

そこで、前回の議会以降、基金の再編についての議論を始めておまして、今後の市民生活に不可欠な大規模修繕に必要な真水の財源をはじいて、財政調整基金から特定目的基金に移し替える。しかもこれも大幅に移し替えて、残すべき財政調整基金については、その考え方を明確に示すことができるようにしたいと。これによって将来も含めた理解をしっかりと得ていきたいということを考えておるところでございます。

2点目です。地方創生臨時交付金とふるさと納税の充当先の話をご質問いただきました。地方創生臨時交付金であります、物価高騰に対する支援を各自治体の実情に応じて有効に活用するようというところで国から交付いただいているものでございます。飛騨市でもこの財源を有効に活用すべく、これまで2億円を超える歳出予算を編成して、国や県の支援を受けられない分野へきめの細かい施策を幅広く展開しているということでございます。

この交付金の活用については議員ご指摘のとおり、推奨メニューというのがございます。この中に「学校給食にかかる保護者負担の軽減」ということも明記をされております。市としては賄材料費の上昇分について直接公費を投入して、保護者負担の抑制を図るといった施策を実施しておるところでございます。

また、ふるさと納税であります「飛騨市寄附金の取扱いに関する条例」というのがございまして、これに基づいて、寄附者が選んだ目的に沿ってその活用を図っているところございまして、「子育て支援」とか「子どもたちを大きく育む！ドリームプロジェクト」といったカテゴリーは毎年大変多くのご寄附をいただいておりますので、これらを活用した施策を展開しておるところでございます。

学校給食関連で申し上げます、毎年1,000万円の予算をもって「学校給食メニュー向上事業」と銘打って、飛騨牛とか地場産のオーガニック野菜、それから市内で製造されたプリン、饅頭といったお菓子なども子供たちが喜ぶメニューとして数多く提供しておまして、これはご寄附をいただけたからこそ実現ができる特色ある事業であると考えております。

このほかにも今年度予算でいきますと、中学校の部活動充実支援事業に960万円、中高生のスキ

一場リフト代支援に1,500万円、スケートボード・BMXエリア整備に500万円、地域部活動推進事業に520万円、計4,800万円をいずれも子供たちが望み、保護者の負担軽減につながる事業として充当しておるといってございまして、今後もこうした貴重なご寄附を活用しながら、子供たちが一層喜ぶような事業を企画立案して、子育て世帯の支援につなげていきたいと考えておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○11番（籠山恵美子）

基本的には市長がおっしゃった財政調整基金、要するに基金の振り分けを改めて見直していくということは大事なことだと思います。明確に市民に分かるようにということになりますので。それに特化した目的があるのであれば、そのことの基金を積んでおくということは当然必要なことでありますし、そうやって振り分けていくということは1つの改善策ではないかなと思います。

私は市民の代表ですから、市民生活を思ったときに飛騨市は行政としていろいろやってくさっていることはよく分かるんですよ。ですけれども、まず各家庭のお父さんとお母さんが家計をどうやってやりくりするのかってガチャガチャやっているところに、なるべく家計からの持ち出しを少しでも減らしてやるという、そういう行政の役割もあるのではないかと前にも言ったと思うんですけども、そういうこともあると思うんですね。大変だからいただいた税金で、例えば部活にこれだけやります。スケートボードにもこれだけやります。スキー場もこれだけメンテナンスします。いろいろあるにしてもそれはそれで結構なことですけども、まず懐を冷やさないためには、誰もが払わなければならない学校給食費とか、それから高齢者にとってみると保険料とか、そういうものを軽減してやる、あるいは無償にしてやる。こういうことが法律上、それから憲法上、筋が通ってあるのであれば、行政はそれを積極的にやるべきではないかなというふうに考えているものですから、しつこく言うんですよ。でもこれが最後になってしまうのかなと思います。

ですから、そういう意味では財政調整基金、とにかく毎年出てくる黒字、私は十数億円の黒字が毎年出てくるなら、それも補正のときでもいいですから、もっと行政の手腕を発揮して、10億円黒字のところを5億円くらいぎりぎり頑張ってみるとか。5億円の黒字であればその半分を財政調整基金ですから財政調整基金がむやみに増えるということもなく済むわけですし、目いっぱい市民生活のために使ってもらったということでの市民の安心感というのは生まれてくると思うんですね。そういう考え方があるものですから、市長が今おっしゃったことは1つ納得しますが、あとはまだどこかで宿題とさせていただきます。

ふるさと納税についても子供たちのためにということが使える寄附金があるわけですが、来年度学校給食費を値上げしようという説明がされました。政策審議会のところで学校関係のお母様が「とにかく生活もみんな大変なので、もうどうしても給食費を値上げしなければならないのであれば最小限にしていきたい。」ということをおっしゃっていましたよね。本当によく勇気を持っておっしゃったなと私は思うぐらいです。皆さんを代表してこられたんだと思いますけど、なかなか若い方はああいうところと言うということはそんなにないと思うので、言ってくださってよかったなと思うのですが、そういう意見は私たちが回収しているアンケートの回答にいっぱい来ているんですよ。なかなか表立って女性が声を大にして言えない、そういう風土もあるのか

もしれないし、市長も「女性を幹部職に登用したいけれどもみんな断るんだ。」というようなことをおっしゃっていました。それはそうせざるを得ない。どうしても「あなたが部長になってください。」と言ったときに断ってしまう背景が、そういう風土があるんだと思うんですよ。そういうのを少しずつ取り除いて、女性でも男性と同じようにきちんと自分の意見が言える町になってこそダイバーシティが生きる飛騨市になるのではないかなと思いますので、ぜひ都竹市長に頑張ってください、女性の活躍できる飛騨市を作ってくださいと思います。以上で質問を終わります。

〔11番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で11番、籠山議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（住田清美）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時15分といたします。

（ 休憩 午後2時10分 再開 午後2時15分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

4番、上ヶ吹議員。

〔4番 上ヶ吹豊孝 登壇〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

1つ目、シニアカーの安全走行について。令和3年3月議会ではほかの議員がシニアカーについて一般質問をされましたが、今回、市の答弁の進捗状況も含めお聞きしたいので質問いたします。近年、高齢者ドライバーによる交通事故の割合が年々高まっています。記憶にあるのが2019年に起きた池袋の死亡事故で、大きく報道され高齢者の自動車運転が社会問題となりました。高齢者の自動車事故を減らすために運転免許証の返納が推奨されるようになり、返納後、地方では生活の移動手段としてシニアカーを利用される方が増えています。シニアカーは、道路交通法では歩行者扱いのため原則歩道を走行しなければなりません。また、免許返納者は4輪であるため自動車と同等の交通ルールで走行しているようです。多いのが交差点で右折する場合、直接右折する。歩道があるのに車道を走るなど、安全走行面で周知されていないことや、走行する歩道にも問題があるように思いますので今回質問いたします。

1つ目、歩道整備について。神岡町山田地内にお住まいの高齢者で免許を返納され、現在郵便局や診療所等の移動手段としてシニアカーを利用されていますが、県道75号、飛騨朝霧街道には歩道があり歩行するには問題がないのですが、タイヤの小さいシニアカーでは走行できないほど傷んでいる箇所が多くあり、やむを得ず車道を走行しているそうです。県道75号は幅員も狭くカ

ーブもある道路なので、とても危険です。飛騨市内でも市道や県道の歩道でシニアカーが走行できないほど傷んでいる箇所があるのではないかと心配しています。シニアカーの運転走行で市民の安全を守る観点から、県道や市道の歩道整備についての考えを伺います。

2つ目、シニアカーの安全走行と有効活用。令和3年3月の一般質問で「地域や家族、警察などと連携して利用者への安全な乗り方の指導ができませんか。」との質問がありました。答弁としては「乗り方等の注意事項や指導事項については、まず販売事業者を通して周知できる体制を作ることが効果的。警視庁のホームページに公開している安全マニュアル等、簡易で分かりやすいチラシを活用して、販売事業者から購入者に指導いただけるよう市から願います。」とありますが、事業者との連携は図られたのでしょうか。また「チラシを市内回覧することで、シニアカーの安全利用について地域の民生委員や市の地域見守り支援員の訪問活動を通じて個別にチラシを配布するなど、十分に気をつけていただくよう声かけ、安全啓発も行う。」とありますが、現在までにこうした活動は実施されたのか伺います。民生委員や地域見守り支援員の方が訪問されたのであれば、シニアカーの所有者は把握されているのか伺います。シニアカーを購入される方は、数年利用して不要となるケースが多いようです。購入費は約30万円から50万円と高価です。不要になった後、十分に使えるものが多いので、行政が仲介し市民で必要な方にあっせんしたり、購入できない方には有料でリースする仕組みをつくり、シニアカーを有効活用することができないか伺います。

3つ目、保険加入とヘルメット着用。シニアカーは歩道を走行するのが基本です。スピードは時速6キロメートルと遅いのですが、重量があり、万が一歩行者と接触した場合には、相手方がけがをされる心配があります。前回の市の答弁でも、「現状では保険の補償内容や費用の負担感等その詳細を掌握していないので、実態調査の上、販売事業者や購入者へのインセンティブの必要性等も含め、有効な手立てを検討する。」とありますが、保険加入への検討内容や実施された内容を伺います。また、御存じのように今年の4月から自転車に乗る方にはヘルメット着用が努力義務となりました。現在のところシニアカーにはヘルメット着用の義務はありませんが、高齢者の方は少しの衝撃でも転倒の恐れがあります。飛騨市独自でシニアカー所有者へのヘルメット着用をお願いしてはどうでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

シニアカー安全走行についての1点目のご質問、歩道整備についてお答えします。

主要地方道神岡河合線の神岡町山田地内においては、車道及び歩道ともに幅員が狭く、毎年県に対して道路改良の地元要望がされておりますが、現道を改良するには沿線の住宅への影響が非常に大きいことなどの課題も多く、現時点では事業化には至っておりません。

県道の歩道につきましては、蓋掛けされた道路側溝と兼用した構造となっており、歩道幅が足りないところや蓋の老朽化等による段差がある箇所などがあり、地元要望や道路パトロール等により順次、段差解消や舗装補修等に努めていただいております。ご指摘のシニアカーが通行する目線も含め、引き続き古川土木事務所と連携しながら支障となる箇所の改善に努めてまいります。

飛騨市内において、こうした歩道の通行に支障となる路線はほかにもあり、近年では神岡町市街地の朝浦から本町へアクセスする県道長倉神岡線において、長年課題となっていた歩道の段差解消を図るため、マウントアップ型の歩道から車道と歩道に段差のないフラット型の歩道に改善し、防護柵による歩車道分離を図ることで安全が確保され、現在継続して工事を進めていただいております。

市としましては、これまで通学路に重点をおいて歩道整備を進めておりましたが、今後は特に交通量の多い路線の歩道整備について、シニアカーの通行も考慮しながら歩道利用者の安全確保に努めてまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

2点目のシニアカーの安全啓発と有効活用についてお答えします。

令和3年3月議会の一般質問において小笠原議員からご質問がありましたので、その後、飛騨警察署や市内販売店に現状等を確認いたしました。飛騨警察署からは、大きな事故につながる乗り物ではないが、道路交通法上は歩行者と同じであるため歩道を通行するなど交通ルールを遵守して利用してもらいたく、高齢者交通安全大学校を小学校区単位で開催する中で、カリキュラムの一環としてシニアカーの安全運転講習会を行っています。今年度は古川西小学校区において地区のシニアクラブに受講を呼びかけ、実施されております。市内販売店においては、メーカーからの分かりやすい取扱説明書があるため、それを用いて購入時に注意喚起を促す対応がなされていきました。

これらを踏まえて、市では簡易版のシニアカー安全利用のリーフレットを作成し、町内回覧による周知や地域見守り相談員の訪問活動時に対象となる方へ配布し、安全運転の啓発を行いました。また、市内販売店にもリーフレットの配布にご協力をいただきました。

シニアカー所有者の全数まで把握はしていませんが、見守り訪問時の会話の中で利用されている方を確認しています。

また、シニアカーの有効活用については、令和2年度に免許を自主返納された方を対象に、返納後の移動手段等について聞き取り調査を実施しました。その結果、「シニアカーは雨天や積雪時には利用ができない。」「危険だから家族にシニアカーの利用を止められている。」「運転する自信がない。」といった意見がありました。

こうしたことを踏まえますと、シニアカーも移動手段として有効ではあるものの公共交通等の活用も必要であると考えます。このため、市では公共交通ひだまるの路線見直し等により改善を図るとともに、いきいき券等でその利用支援を行っています。また、ご近所の方等による無償送迎にボランティアポイントを付与し、近隣等による助け合いの活動の推進を図っております。なお、シニアカーのあっせんやリースについては市が介入するものではなく市場の中で取り扱うものと考えていますが、高齢者の外出支援策については今後も市民のニーズを捉えながら検討してまいります。

続きまして、3点目の保険加入とヘルメット着用についてお答えします。

保険加入の促進策については、介護サービスにより福祉用具レンタルをされている方は保険加入を事業者で行っている実態があり、介護サービスとして利用されていない方の場合、市内で交通事故の情報がなかったことから令和3年当時は見送っている状況ですが、今後、飛騨警察署とも連携しながら保険加入の推奨について検討いたします。

ヘルメットの着用についても、議員ご説明のとおり義務ではありませんが、万が一、事故に遭った場合の効果は多分にありますので、地域見守り相談員の戸別訪問の際に、これまでのシニアカー安全利用の周知に合わせてヘルメットの着用を推奨してまいります。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

1点目の森部長の答弁のように、今までシニアカーはさほど多くなかったのですが、団塊の世代に入り今後ともシニアカーは急速に伸びると思います。今まで歩行するには問題なかったけどもシニアカーで走行するには問題の箇所が多々あると思いますので、ぜひ幅員の拡幅も含めよろしくお願ひしたいと思います。

あと、私も神岡交番へシニアカーの相談に行きました。警察としてはどうしても歩行者扱いなので、なかなかシニアカーに乗っている方の指導とかができないと。シニアカーと歩行者がぶつかったら、歩行者同士の事故だということでも事故としても上がってこないということで、例えばヘルメットだとか、そういったことは行政がやらないとなかなか警察のほうでは取り組んでいただけないと思いますので、ぜひその辺はよろしくお願ひします。

2問目に移ります。高齢者の通いの場について。最近、高齢者の方からコロナ禍ではいろいろな集まりもなく、地域の方との交流がほとんどなかった。やっと新型コロナウイルス感染症も終息し、高齢者が集まる行動や集会を期待したが、期待したほど集まる行事や少し立ち寄って語る機会や場所もなくなったと伺いました。そこで私は令和3年6月定例会で「フレイル予防には社会参加や人との交流が重要で、高齢者が集まる場所を設置してはどうか。」と質問いたしました。市の答弁としては「高齢者の皆さんが主体になって定期的集まる場を介護予防に資する通いの場と捉え、市内で300か所を超える場をリスト化しています。その内容は、市で立ち上げ支援をして自主化した体操教室69か所をはじめ、社会福祉協議会等が支援している高齢者サロン20か所、シニアクラブの軽スポーツや趣味等の活動80か所、その他は公民館サークル、各種習い事の教室等となっています。議員ご指摘のとおり井戸端会議など高齢者の皆さんが気軽に顔なじみの方と話ができる環境も地域における重要な介護予防資源ですので、発想を広げ様々な場で人と話し、交流することの重要性をさらに啓発してまいります。」との回答でしたが、現状の進捗状況を伺います。

1つ目、通いの場の設置状況は。通いの場として300か所を超える場所をリストアップされましたが、現状はどれだけの場所を確保できたのか。また、場所を開設するにあたり課題や問題点があればお聞かせください。市としては300か所を超える場所をリストアップされましたが、最終的には何か所ぐらい、いつ頃までに開設するのか伺います。

2つ目、通いの場の利用状況は。通いの場を検討され設けられて、多くの場所で高齢者の集まりがあると思いますが、利用者の方の利用状況や、フレイル対策効果はいかがですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

1点目の、通いの場の設置状況についてお答えします。

現在の活動状況については、コロナ禍の影響等により休止していた活動も徐々に再開し約310か所の地域活動は維持できている状況です。しかしながら集まる方の減少、グループを取りまとめられる方の高齢化により活動ができなくなる団体もあり、その流れを止めるべく、市の体操教室においては活動再開への支援や通いの場の新規立ち上げなどを積極的に行っています。その成果として、昨年度から廃止された件数2件に対し、新規立ち上げを行った件数が10件となり、今後においても継続的に支援を行う予定としています。

課題としましては、参加しているメンバーはある一定期間で固定化され、その固定メンバーが高齢化し通いの場自体が廃止となる傾向にあり、その廃止された地区を集中的に立ち上げ支援を行い、新たなメンバーによる新規立ち上げを行うことが繰り返されています。最終的に何か所くらい開設かとのご質問ですが、まずは今の通いの場の数を少しでも維持することが重要だと考えています。

2点目の、通いの場の利用状況についてお答えします。

利用状況は、趣味の活動以外の市や社会福祉協議会、各スポーツ団体の参加人数は把握しており、その推移では令和4年度134団体1,787名となっており、令和3年度よりも348名増加しています。なお、令和3年度については新型コロナウイルス感染症の影響も大きく、令和2年度よりも149名減少しておりましたので、活動再開支援や新規立ち上げ支援も順調に行えていると考えています。各活動の中で欠席が続くとメンバー内で健康状態を心配され、活動に欠席された方への声掛けを行うといったコミュニティーが生まれていると同時に、参加困難となった方に対しては市保健師が訪問し生活支援のサービスにつなげるなどの支援を行っています。

フレイル対策の効果については、65歳以上に占める要支援者・要介護認定者数の割合を意味する介護認定率は、全国・岐阜県ともに令和3年3月末と令和5年8月時点を比較し、0.6%上昇しているところ、飛騨市については0.1%の上昇と抑えられておりますので、一定の効果が出ているものと評価しております。また、認定者の内訳についても要介護者が減少し要支援者が増加していることから、健康寿命が延伸しフレイル対策効果があると考えています。この要因は通いの場の利用だけではなく、積極的な訪問や医療・介護事業所などとの連携を行うことで実現されており、引き続き地域包括ケアシステムを構築・進化させていきたいと考えています。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

コロナ禍が長引いて3年余り、こういった施設をせっかく準備していただいたと思うのですが、なかなか高齢者の方も移動することは難しかったと思いますので、今後粘り強くこういった施設を利用していただけるように、また、どうしても市街地の方は移動手段も困難だと思いますので何とか市街地の方も利用できるような、狭い地域でそういった場所を設けていただくようお願いしたいと思います。飛騨市は0.1%の上昇ということで、明らかにフレイル対策ができているの

かなと思います。今後、団塊の世代が始まりますので、300か所と言わずにもっと多く施設を設けてフレイル対策をしていただきたいというふうに思います。

それでは、3番目の質問に移ります。空き家売買の契約について。飛騨市では、人口減少対策、空き家対策の一環として市内宅地建物取引業者と連携し、買い手・借り手につなぐ空き家情報サイト「住むとこネット」を開設し、毎年多くの物件の売買や賃貸を成約されていますが、最近建物が売買された物件で令和3年11月には神岡町東雲地区、令和4年8月には神岡町上山田地区、令和4年11月には神岡町殿地区において建物火災が発生して、殿地区の火災は個人売買でしたが、所有者との契約で火災等発生した場合、責任を持って処分するよう契約したそうで、火災後は解体処分されています。

しかし、上山田地区と東雲地区の建物は現在も解体処分されず放置したままの状態、両方公道沿いに建てられ、特に上山田地区は子供の通学路になって非常に危険な状況です。地域住民からも早く解体してほしいという要望も出ていますので、今回何点か伺います。

1つ目、住むとこネットの契約内容は。神岡町東雲地区の物件は住むとこネットの紹介と聞きました。契約の際には万が一、火災等で損壊した場合は、買い手が責任を持って建物の解体等を行う契約はしていないのか。また、できないのであれば、その理由をお聞かせください。

2つ目、万が一のときの解体指導は。個人または直接取引事業者との売買の場合、行政としては介入することは困難だと思いますが、不動産事業者や空き家持ち主に火災等、万が一の場合は解体するように契約書を交わすことを行政側として指導できないのか伺います。また、持ち主は保険会社より保険金を受け取ることと思います。罹災証明を消防署へ取得に訪れたときに解体等の指導はできないのか伺います。

3つ目、空家等対策の推進に関する特別措置法の適用は。調べたところ、火事があった家を解体するかは原則所有者の判断ですが、解体せずに放置する場合、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき処罰されることもあるそうです。その場合、罰金や行政による強制的な解体工事の費用の請求を求めることができるとあります。今回の物件ではこのような措置はとれないのか伺います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

私からは空き家売買の契約についてのうち、1つ目の住むとこネットの契約についてと、2つ目の解体の指導について関連がございますので一括してご答弁申し上げます。

議員ご指摘の令和3年11月に火災により全焼しました神岡町東雲地内の物件は、おっしゃるとおり移住された方が飛騨市住むとこネットを通じて令和3年4月に空き家を取得された物件でございます。売買に係る契約に関しましては、市は必要に応じて情報提供や連絡調整を行います。物件に関する交渉、契約その他の仲介行為には関与せず一切の責任を負わないこととしておりますので、市は契約の内容について関与しておりませんし、承知もしておりません。この旨は、飛騨市住むとこネットのサイト上にも注意事項として記載しているところでございます。

また、万が一のときの解体指導につきましても個人の財産のことであり、行政から解体を指導

する根拠がございません。

なお、当該物件の周辺住民から早く解体してほしい旨のご意見は市のほうにも届いており、何度か当該物件所有者と連絡を取って解体処理の意思確認をしておりますけれども、諸事情により解体に手が付けられない旨を伺っており、引き続き状況を注視してまいります。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

続きまして、私からは3点目の空家等対策特別措置法の適用についてお答えいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法、以下「空家特措法」と述べます。それを適用するには建築物であることが前提となるものですが、建築物とは建築基準法第2条第1項第1号により、「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの」と規定されています。

議員が例に挙げられている神岡町内の火災物件にあつては、いずれも焼失による破損度合いが著しく、既に建築物としての要件を備えていないことから空家特措法の適用外となり、過料や強制的な解体工事費用の請求を本人に求めることはできないと考えます。

また、火災により焼失した家屋の建材等につきましては、一般廃棄物や産業廃棄物として分類されることから、罹災証明があれば減免申請を行うことは可能ですが、いずれにしても所有者の費用負担により処分することとなります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

空き家対策にしる、こういった火災にしる、なかなか行政としては法律等いろいろあつて難しいと思いますが、両方とも書いておりますように公道沿いで大変危険な場所です。法に縛られてなかなかできないかもしれませんが、市民の安全を守るという観点からは何か手当があるのではないかというふうに思っておりますので、今後も市民の安全を守るということで進めてもらいたいと思います。

あと1点、谷尻部長の建物の形態がない場合は駄目だということだったのですが、御存じだと思いますが東雲の建物は柱もあり、屋根も傾いていますけどあるのですが、あれは建物というふうには認められないという理解でよろしいでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

私も現地の方を確認してきました。確かに残っているといえれば残ってはいるんですけども、一般的にあれを見て建物、いわゆる資産というような形にはならないのかなということを思っております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

建物を見ていただいて、そういったことであれば致し方ないのですが、先ほど言ったように公道でありますので何とかそういった対策を行政として検討していただきたいというふうに思い

ます。

それでは4つ目の質問に移ります。市役所のテレワークについて。新型コロナウイルス感染症も重症化はしないが、いまだに感染者が出ています。季節性インフルエンザも例年は11月頃より感染者が多く発生しますが、今年は9月頃より流行が起こる異例の状態のようです。また、子供の発生が多いとされたプール熱も時期が異なり流行し、大人への感染も多く発生しています。

このように家庭内で感染者が出た場合、職場での感染する恐れがあるため仕事を休まれる方もいると思います。今後また大規模なウイルス感染症が起きた際、テレワークであれば被害の拡大を抑えることができます。市役所でも今のうちからテレワークで働ける環境を整備しておけば、感染症や災害が起きた場合もテレワークができれば行政機能の維持につながると思います。

市役所のテレワーク業務について伺います。現在、飛騨市役所では全ての業務では無理だと思われていますが、テレワークの検討は進められているのか伺います。また、テレワーク業務をした場合の課題や問題点があれば伺います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、テレワークの検討につきましてご答弁させていただきます。

市役所におけるテレワーク業務につきましては、新型コロナウイルス感染症を機に利用できる環境を整えてまいりましたが、あくまでもこうした緊急時に対応するために急遽整えた環境であるため、市役所内におけるテレワークの詳細なガイドラインが定まっておらず、通常の業務には活用が難しいのが現状で、令和5年4月から11月の利用実績は15名60件に留まっております。

そこで、テレワークをより利用しやすい環境を整えるため、総務省の事業である地域情報化アドバイザー派遣制度を活用し本年6月から7月にかけて計3回の支援を受け、職員向けのテレワーク活用に関する研修会を実施したほか、市独自のガイドラインの作成を進めており、今年度中の施行を予定しているところでございます。

一方で、テレワークの大きな課題として基幹系のシステムが利用できないことが挙げられます。このことにつきましては昨年の9月議会において徳島議員からの一般質問にもお答えしておりますが、元々セキュリティ上の問題から基幹系ネットワークとOA系のネットワークを分離する必要があるため、技術面からも国のガイドライン上からも現時点においてテレワークによる利用は不可能となっており、業務の大半で基幹系システムを使用している部署においてはテレワークに移行することが難しい状況にあります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

一番の課題はやはりセキュリティの問題だと思います。ただ、この3年間のコロナ禍の中で多くの会社がテレワークで過ごされたので、そういった安全面の技術はかなり向上していると思います。特に先ほどここで述べましたけども、感染症だとか災害だとか、今後何が起きるか分からないときに行政が動かないと市民の方の安全安心が守れないということで、ぜひこのテレワークは飛騨市が率先して進めていただいて、今後一歩でも二歩でも進んでいただきたいと思います。

これで質問を終わります。

〔4番 上ヶ吹豊孝 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で4番、上ヶ吹議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（住田清美）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後3時といたします。

（ 休憩 午後2時55分 再開 午後3時00分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

13番、葛谷議員。

〔13番 葛谷寛徳 登壇〕

○13番（葛谷寛徳）

議長よりお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

午前中の澤議員の質問に、都竹市長は3期目を目指すと力強く表明をされました。これで安心して来年度に向けての考え方や方針について聞けますので、よろしく願いいたします。

それでは1点目の飛騨市合併20周年と今後についてお伺いをいたします。市制20周年をここでは合併20周年と表現しますので、よろしく願いいたします。

飛騨市は合併して来年2月に20周年を迎えます。当時を私なりに振り返ってみますと2町2村が合併協議会を発足し、合併を平成16年2月1日と決め、四千数百項目における事務事業が調整されてきました。これにより古川町、河合村、宮川村、神岡町の4町村は互助の精神のもと、対等の立場に立ってそれぞれの地域特性を尊重しながら、夢の持てる、小さくても活気あふれる新市創造を目指すことを宣言したのでございます。

名称には多くの地域住民が希望された「飛騨」を冠として、また、市章デザインは水と木の文化薫る4町村が響き合い、市民や他地域、そして世界へ発信する活力を表して飛騨市がスタートいたしました。あれから20年がたとうとしております。町村合併はあくまでも手段であり、目的は合併によりさらなる当地域の発展と、住民福祉の増進を図ることにあります。飛騨市の将来像は「文化が薫る、活力とやすらぎのまち飛騨市」を目指しているのです。

飛騨市が誕生して間もない平成16年秋には、台風23号による、かつて経験したことのない大災害に見舞われました。宮川の大氾濫によって道路、鉄道、電気、電話等ライフラインがずたずたに寸断され、これにより高山線の古川以北の廃線が大変心配をされました。しかし、当時復旧に当たられた船坂市長はじめ関係者と市民が一丸となって対応し、見事に3年で全線回復したのです。その2年後の平成18年には、追い打ちをかけるように豪雨により基幹産業である農業にも甚大な被害をもたらしました。まさに災害復旧と闘う4年間だったと思います。合併初年度の市長

市議選は、市長は無投票で船坂勝美市長、議員は旧町村単位の選挙区で行われ、26名が選出されたのです。4年後の市長選挙においては「住民主体の市政を取り戻す」として井上久則氏が立候補されたため選挙戦となりまして、新しく井上市長が誕生しました。結果として、古川町と神岡町では票数でねじれ現象が起きました。

1期目の井上市政は、船坂市政の4年間の総点検を行うとして審議会が立ち上げられ、民間の意見を聞きながら方向づけをし、行政運営が進められました。情報公開に積極的に取り組まれましたが、4年後に再び同じ顔ぶれで選挙戦が行われ、地域間対立は決定的なものとなりました。

2期目の井上市政は、県内でも遅れていた小・中学校の耐震化やさくら保育園、河合保育園、双葉保育園などの整備、また、飛騨古城特別支援学校の開校やごみ焼却施設の整備など、特にハード面を重点に進められました。財政改革や情報公開など、飛騨市が自治体として安定し、さらに発展するための土台づくりに尽力されたと思います。

次期市長選では、この地域間対立を何とかしてほしいという市民の願いが高まりました。飛騨市全域の方々から熱い要望があり、その期待に応えたいとして一大決心された都竹市長が誕生したのです。1期目の都竹市長が無投票で選ばれたのは、対話を通じて地域間対立の解消を目指す姿勢や、市民一丸となったまちづくりを望む期待の表れだったと思います。

市政運営の基本姿勢で1番目に挙げられたのが融和と対話です。飛騨市の各地域間の市民レベルの交流を深め、よいところは学び合うような取り組みを通じて、飛騨市全体の融和を目指すとしてスタートしました。「元気であんきな誇りの持てるふるさと飛騨市」をスローガンに、飛騨市は人口減少の先進地としていかにして活力を維持していくか、外から人と金を呼び込むということが一番大切だとし、体験型のメニューや地域資源を掘り起こしてお金を落としてもらう仕組みづくりに取り組まれてきました。中でも高齢者、障害者、生活困窮者など、弱い立場の人の支援に力を入れてこられました。

都竹市政の2期目は、飛騨市総合政策指針で示されているとおり元気であんきな誇りの持てるふるさと飛騨市づくりに向けた政策を柱として、飛騨市の将来像を「みんなが楽しく心豊かに暮らせるまち」として誰一人取り残されず、お互いを家族のように支え合えるまちづくりを進めるとしてスタートしました。しかし、就任直後から3年間、新型コロナウイルス感染症対策に明け暮れる毎日が続く、市内経済と市民生活に大きなダメージを与えましたが、その都度、タイムリーに対策が打ち出され何とか乗り切ることができたのは、都竹市政の大きな功績だったと考えます。

飛騨市総合政策指針、令和2年度から令和6年度までの中で、人口減少先進地が示す人口減少時代の処方箋の代表的な施策が、関係人口のプロジェクトであります。飛騨市の様々な困りごとをインターネットで公開し、全国から支援者を募る「ヒダスケ!」。困り手の解決を通じて市民と市内外の人たちの交流や、支え合いの新たな関係をつくり出すプロジェクトですが、人口減少による地域課題の解決策として高い評価を得て、これまでにグッドデザイン賞や未来の創造大賞、国土交通大臣賞や総務大臣賞などを受賞し、飛騨市にとって大切なプロジェクトになっております。それと連携して、飛騨市ファンクラブは1万2,000人を超え、古川町の人口に迫る会員数となり、全国に向けた市の魅力発信や知名度向上に大きく寄与しております。

報道によりますと、賃貸住宅建設大手の大東建託は、東海4県を対象にした今年の「街の幸福度」と「住み続けたい街」の自治体別ランキングを発表しましたが、飛騨市の幸福度は前年の58位から6位に、住み続けたい街は30位から8位になり、飛騨市が躍進との見出しが出ておりました。種をまいてきたことが大きく花を咲かせようとしております。今年は飛騨市への視察が大変増えておりますが、市長や議長はじめ担当部署は忙しい毎日だと思います。いよいよ来年2月には市長や市議会議員の選挙が控えております。これまで私なりに飛騨市合併20周年の流れを述べてきましたが、そこで今後の飛騨市についてどう進むべきか、また、どう取り組むべきか、次の4点について伺います。

まず1点目に、合併20周年には、まさに一人前の大人に成熟した飛騨市が今後も持続可能であり続けるための「新たなまちづくりの出発点（元年）」と位置づけ、市民全員により「みんなで祝う、みんなで楽しむ、みんなで創る」をコンセプトにした記念事業を展開するとあります。報道では「ひだミライ創造花火実行委員会」が市内では過去最大規模となる花火大会を3月に計画されているとありました。市制20周年を契機に、次の20年に向けても持続可能であり続けなければなりません。来年度に向けてどのような考え方で市制20周年の対応を考えておられるのか伺いをいたします。

2つ目に、飛騨市総合政策指針は令和6年度までですが、令和7年度からの5年間、第二次総合政策指針なるものはどのような考え方で進めようとしてされているのか伺います。

3点目に、総合政策指針の計画期間内に整備を予定している大規模事業の1つであります、古川町での全天候型のスポーツが楽しめる屋内運動場の建設計画があり、調査が進められてきましたが、最終年度である来年度に着工する見通しがあるのかどうか伺いをいたします。

最後に、今年度の移住者の状況について伺います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

合併20周年と今後についてということで4点のお尋ねをいただきました。私から最初の3点連続して答弁申し上げたいと思います。

答弁に入ります前に、葛谷議員には今期をもってご勇退というふうにご伺っております。長年にわたって大変なご貢献をいただき、また、飛騨市の発展のために尽くしていただきましたことに深く敬意を表しますとともに心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

さて、1番目の質問でございます。市制20周年の対応ということでございます。市制20周年は1つの節目でございます、ご紹介いただきましたように新たなまちづくりの出発点にしたいというふうにご考えておるところでございます。これは私自身が飛騨市の現状のまちづくりの課題、これは担い手となる人材が急激に不足していることにあると感じていることに基づくものでございます。現実には早くから人口減少を経験している飛騨市におきましては、人手不足によって高齢者も含めて多くの市民の方が働くようになっておまして、加えて人口減少に伴う地域市場の縮小で小売業、飲食業などの自営業者が少なくなりサラリーマン化が進んでおります。

まちづくりは全国的に自営業者や農業者などによって担われるケースが多く、勤め人はその割

合が比較的低い傾向にございます。これがまちづくり人材不足の原因であろうというふうに捉えております。また、かつては60歳定年後の元気な方が大いに活躍されて町を支えているという時代がございましたけれども、人手不足で60歳以降も長く働く方が増えておりまして、その結果、仕事以外に余裕がある高齢者が減少しまちづくり活動に目を向けることができなくなっていることも挙げられるのではないかと考えております。これらの結果、市内においては民間主導でまちづくり活動が起こるということが弱まっているということを感じております。

こうした傾向は今後ますます強まっていくのではないかと考えておりまして、地域の活力が経済だけではなくて、こうした賑わいや楽しく市民を元気づける活動が起きてこそ生まれてくるものだというふうに考えておりますので、そのためにはこの合併20周年を貴重な機会と位置づけて1つでも2つでも新たな活動が生まれてくるのが大事だと考えております。

さらに現在、飛騨市学園構想や地域学校協働活動などで子供たちがまちづくりの担い手になるような事例が増えてきております。これを支援し大きく拡大させていく中で、子供たち自身がまちづくりの担い手として育っていくことも重要であると考えております。今回創設する市制20周年記念事業推進補助というものを計画しているわけではありますが、これを活用していただきまして、学校の子供たちにも何か新しい活動を行ってもらいたいと考えているところでございます。

次に2点目でございますが、第2次総合政策指針についてお答えいたします。現在の総合政策指針は令和2年3月に策定をいたしました。ご紹介いただきましたように令和6年度で終期を迎えるわけでございます。したがって令和6年度中にはその後継計画である第2次飛騨市総合政策指針を策定する必要がございます。私が引き続き市政を担わせていただける場合という前提にはなりますけれども、いかに持続可能な飛騨市を実現するかということが重要なテーマになるのではないかと考えております。

特にコロナ禍以降、人口減少に伴う現役世代人口の不足が急激に顕在化しておりまして、あらゆる分野での人手不足が顕著になっております。これに加えまして約30年間続いてきた縮小均衡的な経済が物価等の上昇とそれに併せた賃金の引き上げという経済拡大の循環に入りつつあるなど社会環境の劇的な変化が一層進む中で、必要な行政サービスを提供していける仕組みづくりを進める必要があると考えております。併せて市の仕事の仕方あるいは民間との連携の仕方を見直して、市としてカバーすべき業務の再検討などを進めなければならないと考えております。

こうした考えの中で、今年度も持続可能をテーマに市政運営してきておりますけれども、また、現在進めております新年度予算の策定に向けた政策協議においてもこのテーマを維持して持続可能な飛騨市づくりの追求ということでどうすればいいのかということについて現在議論しているところでございます。これをさらに深掘りして大きな方向性を示すものが次期総合政策指針になるものと考えておるところでございます。

次に3点目でございます。全天候型屋内運動場につきましてご答弁を申し上げます。古川町屋内運動場の着工見通しということでございますが、これまでの経緯も含めてご説明をいたしたいと思っております。この屋内運動場の建設でありますけれども、平成18年度から現在に至るまで16年間の長きにわたって飛騨市シニアクラブ連合会から継続して建設の要望をいただいております。そうしたことがございましたので、平成31年2月に市民参画の委員会において策定した飛騨市スポーツ施設整備計画におきましても最優先すべき整備事業として位置付けられたということでござ

いますし、これを踏まえて令和元年度に市として飛騨市屋内運動場整備検討委員会を設置いたしまして、飛騨市総合政策指針においても計画期間中に整備する大規模事業に位置づけて、建設に向け調査検討を進めてきたところでございます。

令和3年度には建設予定地である森林公園の既存施設の解体及び設計業務の委託契約の締結を行いまして、要望いただいたシニアクラブ連合会をはじめ各関係団体や検討委員会でのご意見を聞きながら建設に向けた業務を進めてきたところでございます。ところが、建築物価が徐々に高騰を始めました。令和3年度時点で整備計画において当初予定されていた建設事業費が3億5,000万円だったんですけども、これを大幅に超過するということが明らかになったものですから、財源を再検討するという必要が出てまいりました。財源だけではなくて施設規模も見直さなければいけないということになったものですから、施設規模を縮小してさらに見直しをかけた上で4億5,000万円までなら何とかぎりぎり財源が確保できるというふうに考えまして、これに基づいて令和4年度に設計業務を進めるということにしたところでございます。

ところが、今度は設計を始めましたら設計事業者の方が急にお亡くなりになられまして、設計を中断せざるを得なくなりました。そこで改めて令和5年度に新たな設計事業者の方と本業務の委託契約を締結いたしまして、早期建設に向けた準備を進めてきたところでございます。ところが、この間も建設資材の物価高騰が異常なレベルで進んでまいりまして、現在も上昇し続けております。それで10月に設計受託事業者から提示された概算の事業費がぎりぎりの限度額4億5,000万円を大幅に超過する約7億5,000万円という事業費になりました。この屋内運動場整備の財源でございますが、適当な補助制度がございません。整備計画においては合併特例基金を活用して計画をするということにしておりました。しかし、ここまでの建設事業費超過となりますと、市の財政計画における公債費の増嵩抑制あるいは他の優先的喫緊の大型事業の実施時期などのバランスを考慮した場合に、整備工事に着工することは極めて困難であると判断せざるを得ない状況でございます。先日この旨を、整備検討委員会の皆さんに集まっていたいてご説明をしたところでございます。また、昨日シニアクラブ連合会の各地区会長が私のところに恒例の要望にいらっしやいましたので、この旨をご説明をしたところでございます。引き続きご理解を賜るよう、説明に努めてまいりたいと考えているところでございます。

私としましては、長年のシニアクラブの皆さんのご要望にすぐお応えできない状況になったことは大変に辛く、大変に申し訳なく思っております。ただ、この事業は長年の粘り強い要望からスポーツ施設整備計画においては最優先として取り組んできた事業でありますことから、今後の方針については、計画廃止ではなく休止といたしまして、整備計画自体は今後も維持したいと考えております。また、計画の再始動まで何らかの代替案が取れないかと考えておりまして、現在検討を始めておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

続きまして、私からは4番目の今年度の移住者の状況についてお答えいたします。

令和5年10月末現在の飛騨市への移住者、いわゆるIターン移住者の数は41世帯63人となっており、前年同時期と比較いたしますと、世帯、人数ともに約1.2倍と増加しております。この増加の傾向は岐阜県全体でも同様であります。アフターコロナで地域間移動に対しての国民の意識が変わり始めているものと考えております。なお、移住元の住所地別では、県内他市町村からの移住者が全体の約4割で最も多く、次いで愛知県、三重県の東海地域からが約3割となっております。移住世帯の世帯主の年代別では、30歳代以下が約6割、40歳代以下では8割を超えておまして、この割合は岐阜県全体でも同様に比較的若者世帯の移住者が多い傾向にあります。

今年度より企画部内に設置いたしました飛騨市移住相談支援センターでは、移住相談に対応する専門員が移住検討者や移住後間もない方たちに懇切丁寧に寄り添った相談対応をしており、充実した移住者向け支援制度とともに高評価をいただいております。

〔企画部 森田雄一郎 着席〕

○13番（葛谷寛徳）

市制20周年の対応について先ほど説明がございましたように、事業者とか商店街の民間の方々が大変少なくなってきたということで、まちづくりに携わる方々が減少しておるといってございました。しかし、市民や市民団体の方々に自ら頑張ってもらって、何とか20周年に向けてのまちづくり活動もやっつけられるような支援をしていただきたいと思います。そのことによって、先ほどもありましたようにこの20周年を契機に市の将来のまちづくりにつながっていくと思いますので、そんな市制20周年にぜひしていただきたい年であると思います。何といたっても持続可能な飛騨市づくりにつながっていくと思いますので、ぜひ成功を願うものでございます。

また、飛騨市総合政策指針について、先ほどありましたようにこれまでは飛騨市の総合計画として位置づけられておりましたが、その後継として新たに指針として市の持つ魅力、すばらしさを再認識し、この飛騨市を発展させたいという思いで指針が作られてきました。今ほど伺いますと第二次総合政策指針となるものを作っていくということでございました。いかに持続可能な飛騨市を追求していくかということでございますので、ここにも人口減少の中で大きな課題はございますけれども、施設投資など状況を把握されながら取り組んでいただきたいなと思います。

また、古川町の屋内運動場のことにつきましては、最近の建材の高騰などで予定よりも建設額が上がっていくということで大変な額になるということでございました。先ほど市長からもありましたようにシニアクラブさんが合併当初からずっとお願いをされてきた件でございますので、いかなることであってもどこでかは手をつけていただきたいなと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

また、移住者については130人ほどずつ増えてきております。この4月以降にも転入超過が多いということは飛騨市にとっても喜ばしいことでありまして、移住相談や移住窓口も増えているということで、この飛騨市にとって大変ありがたいことだと思っております。神岡町の現在ハイパーカミオカンデ工事が行われている近くの和佐保地区でも7世帯ほどの集落があつて3世帯ほどが離れられたわけですが、しかし2世帯の移住者に来ていただいて住んでおられます。もう1世帯も近々入りたいというふう聞いております。本当に雪が多い地域でございますけれども何か不思議な地域でございます。世帯が離れてもまた来ていただくという様々な方が全国にいらっしゃいますし、好みや価値観が違った方々もいらっしゃいますので、先ほども触れまし

たけれども飛騨市の知名度が上がっておりますし幸福度も上がっておりますので、そういうものを利用して飛騨市に移住が増えていくような施策を今後も続けていっていただきたいと思えます。

最後になりましたけれども、最近市民から私のところへありがたいと喜ばれて話が来ました。それは古川町にできた多機能型障がい者センター古川いこいが完成しまして、グループホームができたことによって安心して生活ができるようになったということで、障害のある子供を持つお母さんが、私にとって父親はいないし子供のことを一番心配しておりましたけれどもこの施設に入所できて本当にうれしいと涙して喜ばれておりました。誠実な気持ちがこうやって伝わって、弱い立場の方々にこういう政策をされているということで、本当にそのお母さんが感謝されておりました。改めて私もそういう立場の方々の応援に感謝をするものでございます。

市制20周年に対してでは、いろいろな支援や制度が盛りだくさんお話がありました。市制20周年を契機として、市民全員によるまちづくり活動がさらに活性化することは大変意義があることだと思います。市制20周年を冠とした地域の活力になる事業を実施する皆さんが積極的に参加されることを期待いたしまして、今任期を最後に引退をし、この一般質問が最後になりますが、これで一般質問を終わりたいと思います。長い間ありがとうございました。

〔13番 葛谷寛徳 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で13番、葛谷議員の一般質問を終わります。

◆閉会

◎議長（住田清美）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は午前10時からといたします。本日はこれにて散会といたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後3時32分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 住田 清美

飛騨市議会議員（8番） 徳島 純次

飛騨市議会議員（9番） 前川 文博